

官報号外

平成二十八年十一月十六日

○ 第百九十二回 参議院会議録第十一号

平成二十八年十一月十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十八年十一月十六日

午前十時開議

第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改定する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

出、衆議院送付)

第二 がん対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元議員小坂憲次君逝去につき哀悼の件

一、日程第一より第四まで

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(伊達忠一君) 日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一 がん対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔羽生田俊君登壇 拍手〕

○羽生田俊君 ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成二十九年八月一日から行うこととする等の措置を講じようとするものであります。

本法律案は、このような状況の変化に鑑み、がん対策基本法を改正し、がん対策を更に総合的に計画的に推進していくものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定に、がん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようとすることが課題となつていてある旨を追加することとしております。

第二に、基本理念として、がん患者が、尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援等を受けられるようになります。

第三に、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等を明記することとしております。

第四に、緩和ケアが診断のときから適切に提供されるようにすること等を明記するとともに、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策をも講ずるものとしております。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、がん対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のがん対策は、これまで、平成十八年に制定されたがん対策基本法に基づいて進められてきましたが、現在、がん患者の療養生活の質の維持向上などについて一層の取組が求められているほか、がん患者が、福祉、雇用、教育などについて必要な支援を受けられるようになるとなどが求められるようになっております。

本法律案は、このような状況の変化に鑑み、がん対策基本法を改正し、がん対策を更に総合的に計画的に推進していくものであります。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定に、がん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようとすることが課題となつていてある旨を追加することとしております。

第二に、基本理念として、がん患者が、尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援等を受けられるようになります。

第三に、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等を明記することとしております。

第四に、緩和ケアが診断のときから適切に提供されるようにすること等を明記するとともに、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策をも講ずるものとしております。

第五に、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進、がん患者の雇用の継続、小児がんの患者その他のがん患者における学習と治療との両立、がんに関する教育の推進などについて規定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は厚生労働委員会において全会一致をもつて委員会提出の法律案として決定したものであります。

○議長(伊達忠一君) 何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長難波獎二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。
〔難波獎二君登壇、拍手〕
○難波獎二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。
まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十八年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであります。
次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与を改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、新設される専門スタッフ職四級の適正な運用の確保、国家公務員の人事評価制度の在り方、国の非常勤職員等の待遇を改善する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。
まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも衆議院提出)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。
〔投票終了〕

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。
〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。
次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであります。

(号外)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題としたところ、日本維新の会の東理事より、国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に反対。国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもつて、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。まず、国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。
[投票終了]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十五
一百二十一
十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(伊達忠一君) 次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
二百三十三
三百三十三
○

賛成
反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。
午前十時十八分散会

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

午前十時十八分散会

議員	議長	副議長	司馬	伊達忠一君	彰君
高木かおり君	矢倉克夫君	片山大介君	杉井久武君	杉井久武君	久武君
里見隆治君	石井苗子君	三浦信祐君	井原巧君	井原巧君	巧君
佐藤啓君	佐藤弘美君	佐藤正士君	信祐君	信祐君	君
若松謙維君	秋野均君	河野義博君	清水貴之君	佐々木やすか君	平木大作君
新妻秀規君	平木均君	元築太郎君	佐藤洋一君	佐藤みづほ君	伊波慶子君
系數	反対	賛成	投票総数	二百三十五	一百二十一

官報(号外)

議員派遣中の議員 酒井 庸行君	國務大臣 厚生労働大臣 國務大臣 國務大臣	丸山 和也君 小林 正夫君 浜野 喜史君 鴻池 祥鑑君 中曾根弘文君 蓮 肩君 羽田雄一郎君 平山佐知子君 山添 拓君 浜口 誠君 石上 俊雄君 小西 洋之君 岩渕 友君 難波 燐二君 有田 芳生君 吉良よし子君 相原久美子君 藤末 健三君 那谷屋正義君 辰巳孝太郎君 吉川 沙織君 増子 輝彦君 田村 智子君 福山 哲郎君 井上 哲士君 小川 敏夫君 長浜 博行君 鉢呂 吉雄君 山下 芳生君 市田 忠義君 厚生労働大臣 國務大臣 國務大臣 武田 良介君	去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 足立 信也君 藤田 幸久君 山崎 正昭君 尾辻 秀久君 山東 昭子君 芝 博一君 伊藤 孝恵君 矢田わか子君 宮沢 古賀 舟山 真山 江崎 德永 江崎 孝君 田名部匡代君 倉林 明子君 大島九州男君 白 紙 智子君 大門実紀史君 神本恵子君 福山 哲郎君 井上 哲士君 小川 勝也君 柳井 櫻井 塩崎 稔君 山本 幸三君 恭久君
同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二九号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問に対する答弁書(第三三号) 参議院議員伊波洋一君提出千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問に対する答弁書(第二四号) 参議院議員小西洋之君提出山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問に対する答弁書(第二五号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。	安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書(小西洋之君提出)(第二九号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問に対する答弁書(第三三号) 参議院議員伊波洋一君提出千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問に対する答弁書(第二四号) 参議院議員小西洋之君提出山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問に対する答弁書(第二五号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。
同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。
同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。 閣法第四七号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 法の一部を改正する法律案 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成二十九年八月一日から行うこととする等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、受給資格期間の短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者の老齢基礎年金の給付のため、国庫負担額で平成二十九年度において約二百六十億円、平成三十年度において約六百五十億円が見込まれる。

本法施行に要する経費として、受給資格期間の短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者の老齢基礎年金の給付のため、国庫負担額で平成二十九年度において約二百六十億円、平成三十年度において約六百五十億円が見込まれる。

衆議院議長 大島 理森

参議院議長

伊達 忠一殿

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正す

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改

正する法律の一部を改正する法律
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改

正する法律の一部を改正する法律
がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

「第一条」を「第十一条 第十二条」に、「第十三条 第十

附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「(平成二十四年法律第六十号)」を加える。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十号)第七条第二項に規定する後期高齢者医療広域連合に改め、「がん検診」の下に「(その結果に基づいてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようになることが課題となつていること)に鑑みに、「及び医師等」を、「医師等及び事業主」に改める。

第一条中「にかんがみ」を「並びにがん対策においてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようになることが課題となつていること)に鑑みに、「及び医師等」を、「医師等及び事業主」に改める。

第二条に次の五号を加える。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られるること。

五 それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。

六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること。

七 国、地方公共団体、第五条に規定する医療保険者、医師、事業主、学校がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること。

八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるものにより、特定の個人を識別することができるもの)

三條を「第十三条・第十四条に、「第十四条に十七条を「第十五条 第十八条」に、「第三節研究の推進等(第十八条)」を「第四節がん患者の就労等(第二十条 第二十二条)」に、「第十九条・第二十条」を「第二十四条 第二十五条」に改める。

第一条中「にかんがみ」を「並びにがん対策においてがん患者(がん患者であつた者を含む。以下同じ。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようになることが課題となつていること)に鑑みに、「及び医師等」を、「医師等及び事業主」に改める。

第二条に次の五号を加える。

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることが、がん患者の就労等。

第五条中「介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合に改め、「がん検診」の下に「(その結果に基づく必要な対応を含む)」を加える。

第六条中「影響」の下に「がんの原因となるおそれのある感染症」を加え、「払うよう努めるともに」を「払い」に改め、「受けれるよう」の下に「努めろばか、がん患者に関する理解を深めるよう」を加える。

第七条第七項に規定する後期高齢者医療広域連合に改め、「がん検診」の下に「(その結果に基づく必要な対応を含む)」を加える。

第八条中「影響」の下に「がんの原因となるおそれのある感染症」を加え、「払うよう努めるとともに」を「払い」に改め、「受けれるよう」の下に「努めろばか、がん患者に関する理解を深めるよう」を加える。

第九条中「第九条第四項」を「第十条第四項」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 がん患者の就労等

(がん患者の雇用の継続等)

第二十条 国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節 がんに関する教育の推進

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるように、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第十八条第一項中「事項」の下に「並びにがんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加え、同条

第二項中「標準的な」を「有効な」に、「臨床研究」を「臨床研究等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。

第三章第三節中第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項中「及びその家族」を「(その家族)を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。」に改め、同条第二項中「がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずる」を「がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録(その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下この項において同じ。)当該登録により得られた情報の活用等を推進する」に改め、第三章第二節中同条を第十八条とする。

第十二条中「影響」の下に「がんの原因となる特徴のある感染症並びに性別、年齢等に係る特徴」とする。

第十一條第二項中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加え、「保健、医療又は福祉に関する」を「がん対策に関する」に改め、同条第三項中「五年」を「六年」に改め、第二章中同条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第七項中「五年」を「六年」に改め、同条を第十条とする。

第一章中第八条を第九条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

2 第十三条に次の二項を加える。

2 国及び地方公共団体は、がん検診によつてがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章第一節中第十三条を第十四条とする。

第十四条中「化学療法」の下に「緩和ケア(がん)その他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。第十七条において同じ。」のうち医療として提供されるもの」を加え、同条を第十五条とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第一項第十七号の二中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

3 参議院議長 伊達 忠一殿

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十八年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

4 第十条の四第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百円」に改める。

5 第十九条の七第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号イ中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「百分の八十七・五」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

6 附則第十一項中「百分の一・二」を「百分の一・三五」に、「百分の一・五」を「百分の一・六五」に、「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

7 別表第一から別表第十までを次のように改め。

8 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は本院においてこれを可決した。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

9 よつて国会法第八十三条により送付する。

10 平成二十八年十一月八日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

3 第四条第一項第十九条第一項を「第十条第一項」に改める。

4 参議院議長 伊達 忠一殿

5 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は本院においてこれを可決した。

6 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十八年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

7 本法施行に要する経費は、平成二十八年度において、約百六十億円である。

8 おいて、約百六十億円である。

9 別表第一から別表第十までを次のように改め。

10 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は本院においてこれを可決した。

11 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十八年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

12 本法施行に要する経費は、平成二十八年度において、約百六十億円である。

13 おいて、約百六十億円である。

14 別表第一から別表第十までを次のように改め。

(外) 報 加

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)
イ 行政職俸給表(-)

職員 の分 号俸	職務 の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		俸 給 月 額	円																		
1	1	141,600	円	191,700	円	227,900	円	261,100	円	287,100	円	317,700	円	361,800	円	407,300	円	457,600	円	520,900	円
2	2	142,700	円	193,500	円	229,500	円	263,000	円	289,300	円	319,900	円	364,400	円	409,700	円	460,700	円	523,800	円
3	3	143,900	円	195,300	円	231,000	円	264,800	円	291,600	円	322,200	円	366,900	円	412,200	円	463,700	円	526,900	円
4	4	145,000	円	197,100	円	232,600	円	266,900	円	293,700	円	324,400	円	369,500	円	414,600	円	466,700	円	530,000	円
5	5	146,100	円	198,700	円	234,100	円	268,700	円	295,700	円	326,600	円	371,500	円	416,500	円	469,700	円	533,100	円
6	6	147,200	円	200,500	円	235,800	円	270,600	円	298,000	円	328,600	円	374,000	円	418,800	円	472,700	円	535,400	円
7	7	148,300	円	202,300	円	237,300	円	272,500	円	300,300	円	330,800	円	376,300	円	420,900	円	475,700	円	537,900	円
8	8	149,400	円	204,100	円	238,900	円	274,600	円	302,500	円	333,000	円	378,800	円	423,100	円	478,800	円	540,300	円
9	9	150,500	円	205,800	円	240,300	円	276,700	円	304,600	円	335,100	円	381,300	円	425,100	円	481,500	円	542,700	円
10	10	151,900	円	207,600	円	241,800	円	278,700	円	306,900	円	337,300	円	384,000	円	427,200	円	484,600	円	544,500	円
11	11	153,200	円	209,400	円	243,400	円	280,800	円	309,100	円	339,400	円	386,600	円	429,300	円	487,600	円	546,300	円
12	12	154,500	円	211,200	円	244,800	円	282,800	円	311,400	円	341,600	円	389,300	円	431,400	円	490,700	円	548,200	円
13	13	155,800	円	212,600	円	246,300	円	284,800	円	313,500	円	343,500	円	391,700	円	433,100	円	493,400	円	549,900	円
14	14	157,300	円	214,400	円	247,800	円	286,900	円	315,600	円	345,500	円	394,000	円	434,900	円	495,700	円	551,300	円
15	15	158,800	円	216,100	円	249,100	円	288,900	円	317,800	円	347,600	円	396,200	円	436,900	円	498,000	円	552,600	円
16	16	160,400	円	217,900	円	250,500	円	290,900	円	319,900	円	349,600	円	398,600	円	438,900	円	500,300	円	553,700	円
17	17	161,700	円	219,600	円	252,000	円	292,900	円	322,000	円	351,400	円	400,400	円	440,800	円	502,400	円	555,000	円
18	18	163,200	円	221,300	円	253,700	円	294,900	円	324,000	円	353,400	円	402,400	円	442,600	円	503,800	円	556,000	円
19	19	164,700	円	222,900	円	255,400	円	297,000	円	326,100	円	355,200	円	404,300	円	444,400	円	505,300	円	556,900	円
20	20	166,200	円	224,500	円	257,200	円	299,000	円	328,100	円	357,100	円	406,100	円	446,100	円	506,700	円	557,800	円
21	21	167,600	円	226,000	円	258,800	円	301,000	円	330,000	円	359,100	円	408,000	円	447,900	円	507,900	円	558,700	円
22	22	170,300	円	227,700	円	260,600	円	303,100	円	332,100	円	361,000	円	409,800	円	449,400	円	509,300	円	561,800	円
23	23	172,900	円	229,300	円	262,300	円	305,100	円	334,100	円	363,000	円	411,600	円	450,800	円	510,800	円	565,700	円
24	24	175,500	円	230,900	円	264,000	円	307,200	円	336,200	円	364,900	円	413,500	円	452,300	円	512,300	円	569,000	円
25	25	178,200	円	232,200	円	266,000	円	309,000	円	337,700	円	366,900	円	415,300	円	453,700	円	513,400	円	573,000	円
26	26	179,900	円	233,700	円	267,900	円	311,100	円	339,600	円	368,800	円	416,800	円	455,000	円	514,500	円	574,900	円
27	27	181,600	円	235,100	円	269,700	円	313,200	円	341,500	円	370,800	円	418,300	円	456,300	円	515,700	円	576,900	円
28	28	183,300	円	236,400	円	271,500	円	315,200	円	343,400	円	372,800	円	419,900	円	457,500	円	516,900	円	578,900	円

(外) 報 告

29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	527,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	527,600
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	528,000
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	528,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,200	528,800
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,600	529,200
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	469,000	529,600
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,500	530,000
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	470,000	530,400
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	470,500	530,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	471,000	531,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	471,400	531,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	471,800	532,000
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	472,200	532,400
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	472,500	532,800
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	472,800	533,200
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	473,200	533,600
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	473,500	534,000
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	473,800	534,400

外報号(外)

再任員以外の職員	61 62 63 64	223, 900 224, 900 225, 700 226, 600	277, 100 278, 100 279, 000 280, 000	324, 000 324, 900 325, 700 326, 500	363, 800 364, 400 365, 100 365, 800	380, 200 380, 900 381, 500 382, 100	403, 000 403, 300 403, 600 403, 900	444, 100
	65 66 67 68	227, 300 228, 100 229, 000 230, 100	280, 700 281, 600 282, 300 283, 200	327, 400 327, 800 328, 500 329, 300	366, 100 366, 800 367, 500 368, 200	382, 500 383, 100 383, 700 384, 300	404, 200 404, 500 404, 800 405, 100	
	69 70 71 72	230, 800 231, 500 232, 100 232, 900	284, 200 285, 000 285, 800 286, 600	330, 100 330, 800 331, 500 332, 200	368, 500 369, 100 369, 800 370, 400	384, 700 385, 200 385, 700 386, 300	405, 300 405, 600 405, 900 406, 200	
	73 74 75 76	233, 700 234, 400 235, 100 235, 700	287, 400 287, 900 288, 300 288, 800	332, 700 333, 300 333, 800 334, 400	370, 700 371, 300 372, 000 372, 600	386, 600 387, 000 387, 400 387, 800	406, 400 406, 700 407, 000 407, 200	
	77 78 79 80	236, 400 237, 200 238, 000 238, 700	288, 900 289, 300 289, 500 289, 900	334, 700 335, 200 335, 600 336, 100	373, 000 373, 500 374, 100 374, 600	388, 100 388, 400 388, 700 389, 000	407, 400 407, 700 408, 000 408, 200	
	81 82 83 84	239, 400 240, 100 240, 800 241, 500	290, 100 290, 300 290, 700 291, 000	336, 500 337, 000 337, 500 338, 000	375, 100 375, 700 376, 200 376, 500	389, 200 389, 500 389, 800 390, 000	408, 400 408, 700 409, 000 409, 200	
	85 86 87 88	242, 100 242, 800 243, 500 244, 200	291, 300 291, 600 291, 900 292, 300	338, 300 338, 700 339, 200 339, 600	376, 900 377, 400 377, 800 378, 200	390, 200 390, 500 390, 800 391, 000	409, 400 409, 700 409, 800 410, 000	
	89 90 91 92	244, 900 245, 400 245, 800 246, 300	292, 600 293, 000 293, 300 293, 700	339, 900 340, 300 340, 800 341, 200	378, 600 379, 100 379, 500 379, 900	391, 200 391, 500 391, 800 392, 000		

(外)号報

93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200
94		294, 000	341, 800		
95		294, 400	342, 300		
96		294, 800	342, 700		
97		295, 000	342, 800		
98		295, 300	343, 300		
99		295, 700	343, 700		
100		296, 100	344, 000		
101		296, 300	344, 300		
102		296, 600	344, 700		
103		297, 000	345, 100		
104		297, 300	345, 500		
105		297, 500	346, 000		
106		297, 800	346, 400		
107		298, 200	346, 800		
108		298, 500	347, 200		
109		298, 700	347, 700		
110		299, 100	348, 100		
111		299, 500	348, 400		
112		299, 800	348, 700		
113		299, 900	349, 200		
114		300, 200			
115		300, 500			
116		300, 900			
117		301, 100			
118		301, 300			
119		301, 600			
120		301, 900			
121		302, 300			
122		302, 500			
123		302, 800			
124		303, 100			
125		303, 400			
再任用職員	186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900
					314, 300
					356, 000
					389, 100
					440, 200
					520, 600

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,700円とする。

(外) 勤 職

□、行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	行政職俸給表(二)					29
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500	158,900
2	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400	160,400
3	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200	161,900
4	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000	163,400
5	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800	164,900
6	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600	166,700
7	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300	168,500
8	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100	170,300
9	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800	172,100
10	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600	174,600
11	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300	175,500
12	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100	177,200
13	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600	178,800
14	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300	180,200
15	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900	181,600
16	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400	183,000
17	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000	184,600
18	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600	185,500
19	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300	186,400
20	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000	187,300
21	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200	188,200
22	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600	189,000
23	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000	190,000
24	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500	191,000
25	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800	192,000
26	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300	193,000
27	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700	194,000
28	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100	195,000

外局(報知)

再任用職員以外の職員	65 66 67 68	206,500 207,300 208,000 208,800	248,200 249,000 249,800 250,500	277,700 278,500 279,300 280,100	307,800 308,300 308,900 309,500	355,700 356,200 356,700 357,200	105 106 107 108	228,500 229,000 229,500 229,900	263,200 263,400 263,700 263,900	299,300 299,700 300,100 300,500
70	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600	109	230,100	264,200	300,800
71	70	210,100	251,900	281,700	310,500		110	230,500	264,500	301,200
72	71	210,700	252,400	282,500	311,000		111	231,000	264,800	301,600
73	72	211,000	253,100	284,000	311,800		112	231,500	265,000	301,900
74	73	211,600	253,500	284,700	312,300		113	231,800	265,200	302,100
75	74	212,100	254,000	285,500	312,800		114	232,300	265,500	302,400
76	75	212,900	254,500	286,300	313,200		115	232,800	265,700	302,700
77	76	213,100	255,000	286,900	313,400		116	233,300	265,900	302,900
78	77	213,800	255,400	287,400	313,700		117	233,600	266,200	303,100
79	78	214,300	255,900	287,900	314,000		118	234,000	266,500	303,400
80	79	214,900	256,400	288,300	314,300		119	234,400	266,800	303,700
81	80	215,600	256,700	288,700	314,600		120	234,800	267,100	303,900
82	81	216,100	257,000	289,100	314,900		121	235,200	267,200	304,100
83	82	216,700	257,300	289,600	315,200		122	267,500	304,400	
84	83	217,400	257,600	290,100	315,500		123	267,800	304,700	
85	84	218,000	257,800	290,500	315,700		124	268,100	304,900	
86	85	218,600	258,000	291,100	316,100		125	268,200	305,100	
87	86	219,100	258,300	291,700	316,400		126	268,500	305,400	
88	87	219,800	258,600	292,300	316,600		127	268,800	305,700	
89	88	220,300	258,800	292,600	316,800		128	269,100	305,900	
90	89	220,900	259,000	293,100	317,100					
91	90	221,500	259,400	293,600	317,400		129	269,200	306,100	
92	91	222,000	259,600	294,000	317,700		130	269,500	306,400	
93	92	222,400	259,900	294,400	317,900		131	269,800	306,700	
94	93	222,900	260,300	294,900	318,200		132	270,100	306,900	
95	94	223,400	260,600	295,400	318,500		133	270,200	307,100	
96	95	223,900	260,900	295,900	318,700		134	270,500	307,400	
97	96	224,500	261,100	296,200	318,900		135	270,800	307,700	
98	97	225,000	261,400	296,600	319,200		136	271,100	308,000	
99	98	225,500	261,600	297,100	319,500					
100	99	226,000	261,900	297,600	319,700		137	271,200	308,300	
101	100	226,400	262,200	298,000	319,900					
102	101	226,900	262,400	298,400						
103	102	227,500	262,700	298,700						
104	103	228,100	263,000	299,000						

備考 この表は、機器の運転操作、荷役その他の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外取報)

職員区分 の分 号俸	職務級 の級		職務級 の級		職務級 の級		職務級 の級		職務級 の級		職務級 の級	
	1	2	3	4	5	6	7	8				
1	162,600	231,900	275,500	318,000	361,800	407,300	457,600	520,900				
2	164,300	233,900	277,900	320,200	364,400	409,700	460,700	523,800				
3	166,000	235,900	280,500	322,500	366,900	412,200	463,700	526,900				
4	167,700	237,600	283,100	324,700	369,500	414,600	466,700	530,000				
5	169,300	239,900	285,500	326,900	371,500	416,500	469,700	533,100				
6	171,800	242,000	288,000	328,900	374,000	418,800	472,700	535,400				
7	174,200	243,800	290,500	331,100	376,300	420,900	475,700	537,900				
8	176,600	245,800	293,200	333,300	378,800	423,100	478,800	540,300				
9	178,800	247,800	295,500	335,300	381,300	425,100	481,500	542,700				
10	180,500	249,400	298,000	337,400	384,000	427,200	484,600	544,500				
11	182,200	251,000	300,300	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300				
12	183,900	252,500	302,700	341,500	431,400	490,700	548,200					
13	185,600	253,900	305,200	343,600	391,700	433,100	493,400	549,900				
14	187,400	256,000	307,500	345,600	394,000	434,900	495,700	551,300				
15	189,200	257,900	309,700	347,700	396,200	436,900	498,000	552,600				
16	190,900	259,700	311,900	349,700	398,600	438,900	499,300	553,700				
17	192,800	261,500	313,900	351,600	400,400	440,800	502,400	555,000				
18	194,600	263,600	316,100	353,500	402,400	442,600	503,800	556,000				
19	196,400	265,700	318,300	355,400	404,300	444,400	505,300	556,900				
20	198,200	267,800	320,400	357,400	406,100	446,100	506,700	557,800				
21	199,800	270,100	322,200	359,200	408,000	447,900	507,900	558,700				
22	201,600	272,400	324,200	361,000	409,800	449,400	509,300					
23	203,400	274,400	326,300	363,000	411,600	450,800	510,800					
24	205,200	276,700	328,300	364,900	413,500	452,300	512,300					
25	206,900	278,700	330,200	366,900	415,300	453,700	513,400					
26	208,700	280,900	332,300	368,800	416,800	455,000	514,500					
27	210,500	283,000	334,300	370,800	418,300	456,300	515,700					
28	212,300	285,000	336,400	372,800	419,900	457,500	516,900					

(外) 報 告

29	213, 700	287, 200	338, 200	374, 700	421, 500	458, 500	517, 900
30	215, 500	289, 100	340, 100	376, 600	422, 800	459, 200	518, 800
31	217, 200	291, 100	342, 000	378, 500	424, 100	460, 000	519, 700
32	219, 000	293, 000	343, 900	380, 200	425, 300	460, 700	520, 600
33	220, 500	295, 000	345, 200	381, 600	426, 500	461, 400	521, 400
34	222, 200	296, 700	347, 100	383, 200	427, 800	462, 200	522, 300
35	223, 800	298, 400	349, 000	384, 700	429, 100	462, 900	523, 000
36	225, 400	300, 000	350, 900	386, 300	430, 300	463, 500	523, 500
37	226, 900	301, 500	352, 700	387, 800	431, 500	464, 000	524, 200
38	228, 500	303, 000	354, 500	388, 700	432, 300	464, 600	524, 800
39	230, 000	304, 500	356, 300	389, 800	433, 100	465, 200	525, 600
40	231, 500	306, 100	358, 100	390, 800	433, 900	465, 800	526, 200
41	232, 700	307, 700	359, 900	391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
42	234, 100	309, 200	361, 300	393, 000	435, 200	466, 800	527, 300
43	235, 200	310, 700	362, 800	394, 200	435, 900	467, 200	527, 000
44	236, 700	312, 300	364, 200	395, 300	436, 600	467, 500	527, 500
45	238, 100	313, 900	365, 200	396, 200	437, 400		
46	239, 300	315, 500	366, 300	396, 900	438, 200		
47	240, 300	317, 000	367, 400	397, 600	438, 600		
48	241, 600	318, 500	368, 400	398, 300	439, 300		
49	243, 000	319, 700	369, 300	398, 800	439, 800		
50	244, 100	320, 900	369, 600	399, 300	440, 200		
51	245, 300	322, 100	370, 100	399, 800	440, 600		
52	246, 500	323, 300	370, 600	400, 200	441, 000		
53	247, 500	324, 300	371, 000	400, 600	441, 400		
54	248, 900	325, 300	371, 600	400, 900	441, 800		
55	250, 300	326, 200	372, 200	401, 200	442, 200		
56	251, 800	327, 200	372, 800	401, 500	442, 500		
57	253, 200	328, 100	373, 400	401, 800	442, 800		
58	254, 600	328, 800	374, 000	402, 100	443, 200		
59	256, 000	329, 600	374, 600	402, 400	443, 500		
60	257, 300	330, 400	375, 200	402, 700	443, 800		
61	258, 400	331, 000	375, 600	403, 000	444, 100		
62	259, 600	331, 500	376, 100	403, 300			
63	260, 900	332, 100	376, 700	403, 600			
64	262, 100	332, 600	377, 300	403, 900			

外局報知

65	263, 300	333, 100	377, 800	404, 200	404, 200
66	264, 400	333, 300	378, 400	404, 500	404, 500
67	265, 600	333, 900	378, 700	404, 800	404, 800
68	266, 800	334, 500	379, 200	405, 100	405, 100
69	268, 000	334, 800	379, 800	405, 300	405, 300
70	269, 100	335, 300	380, 300	405, 600	405, 600
71	270, 400	335, 700	380, 800	405, 900	405, 900
72	271, 700	336, 200	381, 300	406, 200	406, 200
73	272, 800	336, 700	381, 800	406, 400	406, 400
74	273, 800	337, 200	382, 300	406, 700	406, 700
75	274, 800	337, 700	382, 800	407, 000	407, 000
76	275, 900	338, 100	383, 200	407, 200	407, 200
77	277, 100	338, 300	383, 600	407, 400	407, 400
78	278, 100	338, 700	383, 900		
79	278, 900	339, 200	384, 200		
80	279, 900	339, 600	384, 400		
81	280, 600	339, 900	384, 600		
82	281, 500	384, 900	385, 200		
83	282, 300	385, 600	385, 400		
84	283, 200	385, 900	386, 400		
85	284, 200	386, 600	386, 600		
86	285, 000	385, 900			
87	285, 800	386, 200			
88	286, 600	386, 400			
89	287, 400	386, 600			
90	287, 900				
91	288, 300				
92	288, 800				
93	289, 200				
再任用職員	209, 300	240, 000	282, 500	314, 600	356, 000
					389, 100
					440, 200
					520, 600

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、183, 800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員区分 の分 号俸	職務級										外 (印) 報 加
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900	円
2	159,500	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800	円
3	161,100	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900	円
4	162,700	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000	円
5	164,400	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100	円
6	166,200	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400	円
7	168,000	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900	円
8	169,900	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300	円
9	171,700	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700	円
10	173,600	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500	円
11	175,500	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300	円
12	177,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200	円
13	179,200	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900	円
14	181,000	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300	円
15	182,800	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600	円
16	184,600	246,800	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700	円
17	186,400	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000	円
18	190,500	249,800	283,500	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000	円
19	194,700	251,100	285,400	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900	円
20	198,700	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800	円
21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700	円
22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	561,700	円
23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	564,600	円
24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	566,900	円
25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	571,700	円
26	211,400	260,300	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	573,800	円
27	213,100	261,200	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	575,900	円
28	214,700	262,200	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	578,000	円

(外) 報 聞 司

29	216, 300	263, 100	303, 900	349, 700	376, 100	402, 900	430, 300	467, 100	517, 900
30	217, 700	264, 000	305, 800	351, 800	378, 200	404, 700	432, 000	467, 800	518, 800
31	219, 100	264, 800	307, 700	353, 800	380, 300	406, 400	433, 700	468, 500	519, 700
32	220, 500	265, 800	309, 400	355, 900	382, 300	408, 100	435, 300	469, 200	520, 600
33	221, 800	266, 800	311, 400	357, 500	384, 200	409, 800	436, 700	469, 700	521, 400
34	223, 000	267, 700	313, 300	359, 500	386, 300	411, 300	438, 400	470, 500	522, 300
35	224, 200	268, 700	315, 100	361, 400	388, 400	412, 900	440, 100	471, 200	523, 000
36	225, 400	269, 500	317, 000	363, 500	390, 300	414, 400	441, 700	471, 800	523, 500
37	226, 300	270, 300	318, 700	365, 400	392, 000	415, 700	443, 100	472, 100	524, 200
38	227, 500	271, 600	320, 500	367, 500	393, 500	417, 200	443, 800	472, 700	524, 800
39	228, 700	272, 700	322, 200	369, 500	394, 800	418, 700	444, 500	473, 200	525, 600
40	229, 900	274, 000	323, 900	371, 500	396, 200	420, 200	445, 200	473, 700	526, 200
41	230, 900	275, 300	325, 600	373, 500	397, 400	421, 700	445, 600	474, 200	526, 700
42	232, 100	276, 600	327, 100	375, 600	398, 500	423, 000	446, 200	474, 600	518, 800
43	233, 300	277, 900	328, 400	377, 700	399, 500	424, 300	446, 900	475, 000	519, 700
44	234, 500	279, 100	329, 800	379, 700	400, 500	425, 500	447, 500	475, 400	520, 600
45	235, 500	280, 200	331, 000	381, 400	401, 700	426, 500	448, 300	475, 700	521, 400
46	236, 300	281, 300	332, 400	383, 100	402, 900	427, 200	449, 000	476, 400	522, 300
47	236, 900	282, 400	333, 700	384, 700	404, 000	428, 000	449, 500	477, 200	523, 000
48	237, 700	283, 400	335, 100	386, 400	405, 200	428, 800	450, 000	477, 800	523, 500
49	238, 100	284, 300	335, 900	387, 800	406, 500	429, 300	450, 500	478, 200	524, 200
50	238, 700	285, 300	337, 100	388, 800	407, 300	429, 700	450, 800	478, 600	524, 800
51	239, 300	286, 300	338, 200	389, 800	408, 100	430, 100	451, 100	479, 000	525, 600
52	240, 000	287, 300	339, 300	390, 800	408, 800	430, 400	451, 500	479, 400	526, 200
53	240, 200	287, 900	340, 400	392, 100	409, 300	430, 700	451, 900	480, 200	527, 000
54	240, 600	288, 600	341, 600	393, 200	410, 000	431, 100	452, 100	480, 600	527, 600
55	240, 900	289, 500	342, 800	394, 300	410, 700	431, 400	452, 400	481, 200	528, 200
56	241, 500	290, 400	343, 900	395, 500	411, 300	431, 700	452, 600	481, 600	528, 600
57	241, 700	291, 100	345, 000	396, 800	412, 000	432, 000	453, 000	482, 200	529, 200
58	242, 200	291, 900	346, 100	397, 600	412, 400	432, 300	453, 200	482, 600	529, 600
59	242, 600	292, 600	347, 200	398, 400	413, 000	432, 600	453, 400	483, 200	530, 200
60	243, 100	293, 400	348, 300	399, 100	413, 600	432, 900	453, 600	483, 600	530, 600
61	243, 700	294, 200	348, 900	399, 600	414, 000	433, 200	454, 000	484, 200	531, 200
62	244, 200	294, 700	349, 700	400, 300	414, 600	433, 500	454, 600	484, 600	531, 600
63	244, 800	295, 200	350, 500	401, 000	415, 100	433, 800	455, 100	485, 200	532, 200
64	245, 400	295, 700	351, 300	401, 700	415, 600	434, 100	455, 600	485, 600	532, 600

(外) 報 告

65	245,700	296,100	351,800	402,000	416,100	434,400	
66	246,300	352,400	402,700	416,700	434,700		
67	246,800	352,900	403,400	417,100	435,000		
68	247,500	353,500	404,000	417,600	435,300		
69	248,200	354,000	404,400	418,000	435,500		
70	248,600	354,700	404,900	418,300	435,800		
71	249,100	355,400	405,500	418,600	436,100		
72	249,400	356,100	406,000	418,900	436,400		
73	249,800	356,600	406,500	419,200	436,600		
74		357,100	406,900	419,500	436,900		
75		357,700	407,400	419,800	437,200		
76		358,300	407,900	420,100	437,500		
77		358,800	408,400	420,300	437,700		
78		359,300	408,900	420,600	438,000		
79		359,600	409,500	420,900	438,300		
80		360,100	410,000	421,200	438,600		
81		360,300	410,400	421,400	438,800		
82		360,800	411,000	421,700	439,100		
83		361,300	411,500	422,000	439,400		
84		361,800	411,700	422,200	439,700		
85		362,000	412,000	422,400	439,900		
86		362,500	412,500	422,700			
87		362,800	412,800	423,000			
88		363,100	413,100	423,200			
89		363,400	423,400				
90		363,800	423,700				
91		364,200	424,000				
92		364,600	424,200				
93		364,900	424,400				
再任用職員	204,900	230,900	278,600	304,300	318,400	342,000	377,100
							408,700
							450,900
							520,600

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

(外) 報

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

職員区分	職務の級	別表第四 公安職俸給表(第六条関係)										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	1 号俸	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
2	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
3	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
4	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
5	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
6	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
7	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
8	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
9	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
10	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
11	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
12	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
13	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
14	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
15	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
16	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
17	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
18	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
19	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
20	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
21	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
22	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
23	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
24	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
25	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
26	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
27	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
28	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
29	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
30	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
31	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	

外(即報)

32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200	526,700
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600	526,700
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000	526,700
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400	526,700
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700	526,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	476,000	526,700
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	476,500	526,700
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	477,200	526,700
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	478,200	526,700
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	478,500	526,700
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	479,200	526,700
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	479,500	526,700
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	481,200	526,700
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	482,200	526,700
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	482,500	526,700
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	483,200	526,700
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	483,200	526,700
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	483,500	526,700
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	483,800	526,700
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	484,200	526,700
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	453,800	484,500	526,700
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	454,200	485,200	526,700
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	454,500	485,500	526,700
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	455,200	486,200	526,700
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	454,800	486,500	526,700
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	455,500	487,200	526,700
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	456,200	487,500	526,700
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	456,500	488,200	526,700

外号報

再任職以外の職員	69 70 71 72 73 74 75 76	269,500 270,900 272,300 273,600 274,900 276,300 277,700 278,900	288,300 289,800 291,400 293,000 294,200 295,600 297,100 298,600	312,400 313,800 315,300 316,800 317,700 319,300 320,800 322,500	358,700 360,100 361,400 362,800 364,000 365,200 366,500 367,800	404,400 404,900 405,500 406,000 406,500 406,900 407,400 407,900	418,000 418,300 418,600 418,900 419,200 419,500 419,800 420,100	435,500 435,800 436,100 436,400
	77 78 79 80	280,100 281,300 282,500 283,600	299,700 301,200 302,500 304,000	324,300 326,000 327,600 329,200	369,100 370,300 371,500 372,700	408,400 409,500 410,000 410,000	420,300 420,600 421,000 421,200	437,700 438,000 439,200 438,600
	81 82 83 84	284,700 285,900 287,200 288,500	305,400 306,800 308,100 309,500	330,900 332,600 334,200 335,900	373,900 375,100 376,200 377,400	410,400 411,000 411,500 411,700	421,400 421,700 422,000 422,200	438,800 439,100 439,400 439,700
	85 86 87 88	289,700 290,900 292,000 293,200	310,600 312,100 313,400 314,900	337,300 338,800 340,300 341,800	378,500 379,100 379,600 380,200	412,000 412,500 412,800 413,100	422,400 422,700 423,000 423,200	439,900
	89 90 91 92	294,300 295,500 296,600 297,800	316,400 317,900 319,300 320,800	343,100 344,300 345,600 346,900	380,800 381,400 382,000 382,600	413,400 413,800 414,200 414,600	423,400 423,700 424,000 424,200	
	93 94 95 96	298,500 299,800 300,900 302,200	332,100 333,400 334,800 336,100	348,300 349,800 351,300 352,800	382,900 383,400 384,000 384,500	414,900	424,400	
	97 98 99 100	303,300 304,500 305,700 306,900	337,300 338,600 339,900 341,200	354,100 355,300 356,400 357,600	384,900 385,300 385,900 386,400			
	101 102 103 104	308,100 309,100 310,200 311,200	332,600 333,500 334,600 335,800	358,700 359,800 360,900 362,100	386,800 387,300 387,900 388,400			
	105 106 107 108	312,600 313,200 313,900	336,900 338,000 339,000 340,100	363,300 363,800 364,400 365,000	388,700 389,100 389,600 389,900			
	109 110	314,400 314,900	341,300 342,300	365,600 366,100	390,200 390,700			

官 報 (号外)

111	315,400	343,300	366,600	391,200
112	316,000	344,200	367,100	391,700
113	316,800	345,100	367,500	392,000
114	317,500	346,000	367,900	392,500
115	318,200	347,000	368,500	393,000
116	318,900	348,000	369,000	393,500
117	319,500	349,000	369,400	393,800
118	320,300	349,500	369,900	394,300
119	321,000	350,100	370,500	394,800
120	321,800	350,700	371,000	395,300
121	322,400	351,000	371,100	395,700
122	322,700	351,400	371,700	396,200
123	323,200	351,900	372,200	396,600
124	323,700	352,300	372,600	397,100
125	324,000	352,700	373,100	397,500
126	325,100	353,100	373,600	
127	325,600	353,600	374,100	
128	325,900	354,000	374,600	
129	326,400	354,400	374,900	
130	326,800	354,800	375,400	
131	327,200	355,200	375,900	
132	327,600	355,600	376,400	
133	328,100	355,800	376,700	
134	328,600	356,300	377,200	
135	329,100	356,700	377,600	
136	329,500	357,000	378,000	
137	329,900	357,300	378,300	
138	330,300	357,700	378,800	
139	330,700	358,200	379,300	
140	331,100	358,700	379,800	
141	331,500	359,000	380,100	
142	331,900	359,500		
143	332,300	360,000		
144	332,700	360,500		
145	333,100	360,800		
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800
			304,300	318,400
				342,000
				377,100
				408,700
				450,900
				520,600

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等で勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、20,900円とする。

外 告 記

口 公安職俸給表(二)

職員 の分 類	職務 の級 別	口 公安職俸給表(二)									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900	590,000
2	159,600	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800	592,900
3	161,300	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900	593,000
4	163,000	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	527,600	594,000
5	164,600	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100	595,400
6	166,500	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400	597,900
7	168,400	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900	598,800
8	170,400	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300	599,000
9	172,400	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700	599,500
10	174,400	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500	600,300
11	176,400	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300	601,200
12	178,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200	602,000
13	180,300	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900	603,700
14	182,300	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300	605,300
15	184,300	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600	607,000
16	186,300	246,800	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700	608,000
17	188,200	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000	610,700
18	191,900	249,800	283,400	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000	612,000
19	195,500	251,100	285,300	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900	613,700
20	199,000	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800	615,000
21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700	616,000
22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	559,700	617,000
23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	560,700	618,000
24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	561,700	619,000
25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	562,900	620,000
26	211,400	260,500	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	564,700	621,200
27	213,100	261,500	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	565,700	622,000
28	214,700	262,800	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	566,700	623,000
29	216,300	264,000	303,900	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	567,700	623,700
30	217,700	265,200	305,800	351,800	378,200	404,700	432,000	468,800	518,800	568,700	624,000
31	219,100	266,200	307,700	353,800	380,300	406,400	433,700	469,500	519,700	569,700	624,700
32	220,500	267,300	309,400	355,900	382,300	408,100	435,300	470,200	520,600	570,700	625,000

外 中 報 表

	33	221, 800	268, 400	311, 400	357, 500	384, 200	409, 800	436, 700	469, 700	521, 400
	34	223, 200	269, 600	313, 300	359, 500	386, 300	411, 300	438, 400	470, 500	522, 300
	35	224, 600	270, 800	315, 100	361, 400	388, 400	412, 900	440, 100	471, 200	523, 000
	36	226, 000	271, 800	317, 000	363, 500	390, 300	414, 400	441, 700	471, 800	523, 500
	37	227, 300	272, 900	318, 700	365, 400	392, 000	415, 700	443, 100	472, 100	524, 200
	38	228, 700	274, 200	320, 500	367, 500	393, 500	417, 200	443, 800	472, 700	524, 800
	39	230, 100	275, 400	322, 200	369, 500	394, 800	418, 700	444, 500	473, 200	525, 600
	40	231, 500	276, 900	323, 900	371, 500	396, 200	420, 200	445, 200	473, 700	526, 200
	41	232, 700	278, 400	325, 600	373, 500	397, 400	421, 700	445, 600	474, 200	526, 700
	42	233, 900	279, 800	327, 200	375, 600	398, 500	423, 000	446, 200	474, 600	527, 000
	43	235, 100	281, 200	328, 700	377, 700	399, 500	424, 300	446, 900	475, 000	527, 700
	44	236, 300	282, 400	330, 400	379, 700	400, 500	425, 500	447, 500	475, 400	528, 700
	45	237, 500	283, 600	331, 900	381, 400	401, 700	426, 500	448, 300	475, 700	529, 700
	46	238, 600	284, 900	333, 600	383, 100	402, 900	427, 200	449, 000	476, 600	530, 600
	47	239, 600	286, 300	335, 200	384, 700	404, 000	428, 000	449, 500	477, 000	531, 500
	48	240, 700	287, 600	336, 900	386, 400	405, 200	428, 800	450, 000	477, 700	532, 500
	49	241, 700	288, 800	338, 000	387, 800	406, 500	429, 300	450, 500	478, 200	533, 500
	50	242, 600	290, 100	339, 500	388, 800	407, 300	429, 700	450, 800	478, 700	534, 500
	51	243, 400	291, 400	341, 000	389, 800	408, 100	430, 100	451, 100	479, 200	535, 500
	52	244, 400	292, 700	342, 600	390, 800	408, 800	430, 400	451, 500	479, 700	536, 500
	53	245, 000	293, 900	344, 000	392, 100	409, 300	430, 700	451, 900	480, 200	537, 500
	54	246, 000	295, 200	345, 600	393, 200	410, 000	431, 100	452, 100	480, 700	538, 500
	55	246, 800	296, 600	347, 200	394, 300	410, 700	431, 400	452, 400	481, 200	539, 500
	56	247, 900	298, 000	348, 700	395, 500	411, 300	431, 700	452, 600	481, 700	540, 500
	57	248, 500	299, 100	350, 200	396, 800	412, 000	432, 000	453, 000	482, 200	541, 500
	58	249, 600	300, 200	351, 500	397, 600	412, 400	432, 300	453, 200	482, 700	542, 500
	59	250, 500	301, 200	352, 800	398, 400	413, 000	432, 600	453, 400	483, 000	543, 500
	60	251, 500	302, 300	354, 000	399, 100	413, 600	432, 900	453, 600	483, 700	544, 500
	61	252, 600	303, 400	355, 200	399, 600	414, 000	433, 200	454, 000	484, 200	545, 500
	62	253, 600	304, 400	356, 200	400, 300	414, 600	433, 500	454, 400	484, 700	546, 500
	63	254, 700	305, 500	357, 200	401, 000	415, 100	433, 800	455, 000	485, 000	547, 500
	64	255, 800	306, 600	358, 200	401, 700	415, 600	434, 100	455, 400	485, 700	548, 500
	65	256, 800	307, 300	358, 700	402, 000	416, 100	434, 400	456, 000	486, 200	549, 500
	66	257, 900	308, 300	359, 500	402, 700	416, 700	434, 700	456, 700	486, 700	550, 500
	67	258, 800	309, 100	360, 300	403, 400	417, 100	435, 000	457, 000	487, 000	551, 500
	68	260, 000	310, 100	361, 200	404, 000	417, 600	435, 300	457, 300	487, 300	552, 500

外局報

69	261,200	311,200	361,900	404,400	418,000	435,500
70	262,300	312,000	362,600	404,900	418,300	435,800
71	263,500	312,800	363,300	405,500	418,600	436,100
72	264,600	313,500	363,900	406,000	418,900	436,400
73	265,600	314,400	364,600	406,500	419,200	436,600
74	266,600	314,900	365,200	406,900	419,500	436,900
75	267,600	315,400	365,800	407,400	419,800	437,200
76	268,500	315,800	366,400	407,900	420,100	437,500
77	269,500	316,000	366,900	408,400	420,300	437,700
78	270,400	316,300	367,500	408,900	420,600	438,000
79	271,300	316,700	368,000	409,500	420,900	438,300
80	272,200	317,000	368,600	410,000	421,200	438,600
81	272,800	317,100	368,900	410,400	421,400	438,800
82	273,600	317,400	369,400	411,000	421,700	439,100
83	274,500	317,700	369,900	411,500	422,000	439,400
84	275,400	318,000	370,400	411,700	422,200	439,700
85	276,400	318,100	370,900	412,000	422,400	439,900
86	276,800	318,300	371,300	412,500	422,700	
87	277,200	318,600	371,800	412,800	423,000	
88	277,600	319,000	372,200	413,100	423,200	
89	278,000	319,200	372,400	413,400	423,400	
90	319,500	372,700	413,800	423,700		
91	319,800	373,200	414,200	424,000		
92	320,100	373,500	414,600	424,200		
93	320,400	373,700	414,900	424,400		
94	320,600	374,100				
95	320,900	374,600				
96	321,200	374,900				
97	321,500	375,000				
98	321,700	375,500				
99	322,000	376,000				
100	322,300	376,300				
101	322,600	376,600				
再任用職員	211,900	239,100	281,500	304,300	318,400	342,000
					377,100	408,700
					450,900	520,600

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

1 海事職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			6 級			7 級							
		俸	給	月	俸	給	月	俸	給	月	俸	給	月	俸	給	月	俸	給	月	俸	給	月					
1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500	487,700	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000	489,500	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600	491,400	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100
2	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500	495,100	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900	496,500	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400	497,900	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800
3	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700	500,400	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900	501,700	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200	503,000	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400
4	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200	505,600	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400	506,700	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500	507,800	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700
5	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900	509,800	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200	510,900	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500	512,100	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700
6	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900	514,100	221,500	264,100	362,600	407,800	461,700	515,000	515,900	223,100	265,600	364,800	409,700	463,400	465,100	516,700	224,700	267,100	367,100	411,700	465,100	
7	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500	517,400	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800	518,000	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000	518,600	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100
8	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200	519,800	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200	520,000	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200	520,400	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400

外(号)報

	33	236, 600	279, 500	326, 200	386, 900	425, 800	474, 900
	34	237, 500	280, 900	327, 800	388, 600	427, 100	475, 900
	35	238, 400	282, 000	329, 100	390, 300	428, 400	477, 000
	36	239, 300	283, 300	330, 600	392, 100	429, 600	478, 100
	37	240, 000	284, 300	332, 100	393, 800	430, 800	479, 000
	38	240, 800	285, 500	333, 700	395, 200	431, 800	479, 900
	39	241, 600	286, 300	335, 300	396, 700	432, 800	480, 800
	40	242, 500	287, 300	336, 700	398, 200	433, 800	481, 700
	41	243, 500	288, 400	338, 200	398, 900	434, 200	482, 500
	42	244, 400	289, 400	339, 600	400, 200	434, 800	483, 200
	43	245, 300	290, 300	341, 100	401, 400	435, 500	483, 900
	44	246, 200	291, 000	342, 600	402, 800	436, 200	484, 600
	45	247, 000	291, 900	344, 000	404, 200	436, 800	485, 100
	46	247, 900	293, 100	345, 400	405, 600	437, 100	485, 700
	47	248, 700	294, 200	346, 800	407, 000	437, 700	486, 300
	48	249, 600	295, 600	348, 200	408, 300	438, 300	486, 900
	49	250, 000	297, 000	349, 300	409, 600	438, 700	487, 200
	50	250, 700	298, 100	350, 700	410, 500	439, 400	487, 800
	51	251, 300	299, 200	352, 100	411, 400	440, 100	488, 500
	52	251, 900	300, 100	353, 500	412, 300	440, 800	489, 000
	53	252, 100	301, 200	354, 900	412, 500	441, 400	489, 500
	54	252, 700	302, 200	356, 300	412, 900	442, 100	490, 200
	55	253, 100	303, 300	357, 600	413, 400	442, 800	490, 500
	56	253, 800	304, 200	359, 000	413, 900	443, 400	491, 100
	57	254, 100	305, 400	359, 800	414, 300	443, 800	491, 600
	58	254, 800	306, 500	361, 000	414, 500	444, 500	
	59	255, 200	307, 600	362, 100	415, 100	445, 200	
	60	255, 800	308, 700	363, 400	415, 600	445, 900	
	61	256, 400	309, 400	364, 500	416, 000	446, 300	
	62	256, 900	310, 100	365, 100	416, 600	446, 600	
	63	257, 400	310, 900	365, 600	417, 200	446, 900	
	64	258, 000	311, 700	366, 200	417, 800	447, 200	
	65	258, 400	312, 200	366, 600	418, 400	447, 400	
	66	258, 800	312, 900	367, 100	419, 000	447, 700	
	67	259, 000	313, 500	367, 600	419, 500	448, 000	
	68	259, 500	314, 100	368, 100	420, 100	448, 300	

外局報

69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
70			368,600	421,200	448,800
71			369,000	421,800	449,100
72			369,300	422,400	449,300
73			369,800	422,900	449,500
74			370,000	423,500	
75			370,500	424,000	
76			371,000	424,600	
77			371,400	425,100	
78			371,900	425,700	
79			372,400	426,400	
80			372,900	427,000	
81			373,400	427,300	
82			373,800	427,900	
83			374,300	428,600	
84			374,800	429,200	
85			375,200	429,600	
86			375,700	430,100	
87			376,100	430,800	
88			376,600	431,500	
89			377,100	431,700	
90			377,600		
91			378,100		
92			378,600		
93			378,900		
94			379,300		
95			379,800		
96			380,200		
97			380,700		
98			381,000		
99			381,500		
100			381,900		
101			382,500		
再任用職員	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400
					394,900
					462,900

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

外 市 (郵)

口 海事職俸給表(二)

職員区分 の 分 号俸	海事職俸給表(二)						24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000	354,000
	職務級 1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級							
1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600	317,000	25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700	355,200
2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000	318,900	26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500	356,800
3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400	320,400	27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300	358,400
4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800	322,100	28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100	359,900
5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100	323,900	29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400
6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400	325,400	30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700
7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700	327,100	31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200
8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000	328,600	32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700
9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400	330,300	33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800
10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600	331,900	34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800
11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700	333,500	35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000
12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900	335,000	36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100
13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000	336,600	41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400
14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000	338,200	42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800	376,400
15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800	339,800	43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300
16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800	341,200	44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300
17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700	342,700	45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300
18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700	344,300	46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100
19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500	346,000	47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100
20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200	347,600	48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000
21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100	349,200	49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800
22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900	350,800	50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800
23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000	352,400	51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600
							52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300

(支) 報

再任 用職員 以外の 職員	53	225, 400	261, 500	301, 500	319, 900	336, 400	386, 300	85	251, 300	290, 700	324, 700	333, 900	350, 300
		54	226, 700	262, 900	302, 600	320, 700	337, 000	86	291, 000	325, 000	334, 200	350, 700	351, 100
再任 用職員 以外の 職員	55	227, 900	264, 100	303, 600	321, 500	337, 600	388, 000	87	291, 400	325, 200	334, 600	351, 100	351, 500
	56	229, 100	265, 300	304, 500	322, 200	338, 200	388, 700	88	291, 800	325, 500	335, 000	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	57	230, 200	266, 400	305, 600	322, 700	338, 500	389, 600	89	292, 000	325, 800	335, 200	351, 900	351, 500
	58	231, 400	267, 700	306, 600	323, 300	339, 100	390, 400	90	292, 400	326, 100	335, 500	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	59	232, 600	268, 900	307, 700	323, 900	339, 700	391, 200	91	292, 800	326, 300	335, 800	351, 900	351, 500
	60	233, 800	270, 200	308, 700	324, 600	340, 300	392, 000	92	293, 100	326, 600	336, 200	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	61	235, 000	271, 200	309, 700	325, 200	340, 500	392, 500	93	293, 300	326, 800	336, 600	351, 900	351, 500
	62	236, 100	272, 400	310, 600	325, 700	340, 900	393, 200	94	293, 700	327, 000	336, 800	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	63	237, 000	273, 400	311, 700	326, 200	341, 200	393, 800	95	294, 100	327, 400	337, 100	351, 900	351, 500
	64	238, 100	274, 700	312, 700	326, 700	341, 700	394, 500	96	294, 500	327, 800	337, 400	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	65	238, 700	276, 000	313, 500	326, 900	341, 900	395, 100	97	294, 700	328, 000	337, 700	351, 900	351, 500
	66	239, 700	277, 200	314, 400	327, 400	342, 300	395, 600	98	294, 900	328, 300	338, 000	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	67	240, 500	278, 400	315, 200	328, 000	342, 700	396, 000	99	295, 100	328, 700	338, 300	351, 900	351, 500
	68	241, 600	279, 300	316, 100	328, 600	343, 100	396, 500	100	295, 400	329, 100	338, 600	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	69	242, 400	280, 300	317, 000	329, 000	343, 600	397, 200	101	295, 800	329, 200	338, 800	351, 900	351, 500
	70	243, 200	281, 200	317, 700	329, 400	344, 000	397, 200	102	296, 100	329, 400	339, 100	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	71	243, 900	282, 100	318, 300	329, 800	344, 400	397, 200	103	296, 300	329, 600	339, 400	351, 900	351, 500
	72	244, 800	283, 000	319, 000	330, 200	344, 900	397, 200	104	296, 500	329, 900	339, 700	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	73	245, 600	283, 900	319, 300	330, 400	345, 500	405, 100	105	296, 800	330, 200	339, 900	351, 900	351, 500
	74	246, 300	284, 600	319, 800	330, 600	346, 000	406, 100	106	297, 100	330, 500	340, 300	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	75	246, 800	285, 200	320, 300	330, 800	346, 500	407, 100	107	297, 400	330, 700	340, 500	351, 900	351, 500
	76	247, 400	285, 800	320, 700	331, 000	346, 900	408, 100	108	297, 700	331, 000	340, 700	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	77	247, 700	286, 300	321, 200	331, 400	347, 200	409, 100	109	298, 100	331, 300	341, 000	351, 900	351, 500
	78	248, 200	286, 900	321, 700	331, 600	347, 600	110	111	298, 400	331, 600	341, 300	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	79	248, 800	287, 500	322, 300	331, 900	348, 000	112	112	298, 700	332, 200	342, 000	351, 900	351, 500
	80	249, 500	288, 000	322, 900	332, 200	348, 400	113	113	299, 000	332, 400	342, 300	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	81	249, 900	288, 600	323, 500	332, 500	348, 800	114	114	299, 300	332, 700	342, 600	351, 900	351, 500
	82	250, 300	289, 200	323, 900	332, 900	349, 100	115	115	299, 600	333, 000	343, 300	351, 900	351, 500
再任 用職員 以外の 職員	83	250, 500	289, 700	324, 200	333, 200	349, 500	116	116	299, 900	333, 300	343, 600	351, 900	351, 500
	84	251, 000	290, 300	324, 500	333, 600	349, 900	117	117	300, 000	334, 000	344, 300	351, 900	351, 500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

外町(報)

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)
イ 教育職俸給表(一)

職員区分 職務の級 号俸	俸給月額					俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級							
1	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600	292,100	348,000	396,100	476,000	339,600	389,200	467,500
2	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600	287,200	341,800	390,900	472,000	343,900	390,900	469,800
3	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700	289,600	345,800	394,300	474,100	345,800	394,300	472,000
4	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800	299,100	354,800	401,300	482,600	354,800	401,300	474,100
5	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800	301,600	356,700	402,500	484,700	356,700	402,500	476,000
6	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200	305,000	358,700	404,100	486,700	358,700	404,100	478,100
7	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700	308,600	364,600	408,400	492,500	359,400	408,400	479,800
8	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100	309,400	366,500	410,000	494,400	360,800	409,400	480,400
9	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400	310,300	368,300	411,500	496,100	362,700	410,000	486,700
10	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200	311,200	370,100	413,100	498,000	364,600	412,500	488,000
11	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100	312,100	372,100	414,500	499,900	366,800	414,500	489,900
12	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000	313,200	373,900	416,100	501,700	369,700	415,500	490,500
13	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700	314,100	375,500	417,500	503,500	372,100	416,100	491,500
14	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100	315,200	377,300	419,100	505,400	374,100	418,100	492,400
15	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400	316,200	379,000	420,500	507,100	376,100	419,500	493,100
16	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600	317,300	380,600	421,800	508,800	378,100	421,500	494,100
17	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900	318,200	382,400	423,100	510,600	380,100	423,500	495,600
18	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700	319,100	384,100	424,400	512,500	382,100	424,500	496,400
19	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400	320,300	385,300	425,100	514,100	384,100	425,500	497,100
20	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100	321,300	386,800	426,100	515,700	386,800	426,500	498,100
21	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900	322,400	388,200	427,000	517,400	388,200	427,500	499,100
22	263,300	322,800	375,900	452,200	572,400	323,400	389,800	427,900	519,000	390,400	428,800	500,100
23	266,200	325,400	378,000	454,600	574,800	324,400	391,200	428,800	520,600	392,600	429,700	501,900
24	269,100	328,200	380,000	456,900	576,900	325,500	393,900	430,600	523,200	393,900	431,500	502,400
25	271,900	330,300	381,700	458,900	578,600	326,600	395,400	431,500	524,400	395,400	432,400	503,400
26	274,500	332,500	383,500	461,100	581,100	328,600	396,700	433,300	526,600	396,700	434,300	504,600
27	277,000	334,700	385,400	463,200	583,200	329,600	398,100	435,600	527,600	398,100	435,600	505,600
28	279,700	337,200	387,300	465,400	585,400	330,700	399,600	436,300	528,600	399,600	436,300	506,600

(外) 報 告

再任用職員以外の職員	64	331,800	401,100	435,400	528,600	98	358,300	418,800
	65	332,700	402,100	436,300	529,200	99	358,700	419,100
	66	333,800	403,200	437,300	530,100	100	359,200	419,300
	67	334,600	404,200	438,300	531,000	101	359,600	419,500
	68	335,700	405,300	439,200	531,900	102	360,100	419,800
	69	336,500	406,300	440,200	532,800	103	360,400	420,100
	70	337,600	407,200	441,200	533,600	104	360,900	420,300
	71	338,600	408,000	442,100	534,300	105	361,400	420,500
	72	339,700	408,800	443,100	534,800	106	361,800	
	73	340,200	409,600	444,100	535,500	107	362,300	
	74	341,200	410,500	445,000	536,000	108	362,800	
	75	342,200	411,300	445,900	536,800	109	363,200	
	76	343,200	412,100	446,900	537,400	110	363,700	
	77	344,200	412,800	447,700	537,900	111	364,200	
	78	345,200	413,200	448,200	537,900	112	364,600	
	79	346,100	413,500	448,900	537,900	113	365,000	
	80	347,000	413,800	449,500	537,900	114	365,400	
	81	348,000	414,100	450,300	537,900	115	365,900	
	82	349,000	414,400	451,000	537,900	116	366,300	
	83	350,000	414,600	451,300	537,900	117	366,700	
	84	351,000	414,900	451,900	537,900	118	367,100	
	85	351,600	415,200	452,300	538,300	119	367,600	
	86	352,200	415,500	452,600	538,700	120	368,000	
	87	352,800	415,800	452,900	539,200	121	368,300	
	88	353,400	416,100	453,200	539,200	122	368,700	
	89	354,000	416,300	453,500	539,200	123	369,200	
	90	354,400	416,600	453,800	539,500	124	369,500	
	91	354,800	416,900	454,100	539,800	125	369,900	
	92	355,300	417,200	454,400	539,800	126	370,400	
	93	355,800	417,400	454,700	539,800	127	370,900	
	94	356,200	417,700	455,000	539,800	128	371,300	
	95	356,700	418,000	455,300	539,800	129	371,700	
	96	357,200	418,300	455,600	539,800			
	97	357,800	418,500	456,000	539,800			

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 報

□ 教育職俸給表(二)

職員 区分 分 号俸	職務 級	1		2		3		31 32	33 34 35 36	245,000 247,000	286,800 289,000	349,900 352,300
		俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額					
1	1	178,200	円	213,000	円	272,600	円	31	32	245,000	286,800	349,900
2	2	180,800		215,100		275,600		33	34	248,800	291,100	352,300
3	3	183,400		217,200		278,400		37	38	250,800	293,200	354,800
4	4	186,100		219,300		281,200		39	40	252,700	295,400	357,000
5	5	188,800		221,200		284,100		41	42	261,000	297,400	359,300
6	6	191,600		223,300		286,700		43	44	263,900	303,000	361,400
7	7	194,400		225,400		289,000		45	46	264,800	306,600	363,700
8	8	197,300		227,400		291,400		47	48	265,900	308,800	365,800
9	9	200,200		229,600		293,900		49	50	267,900	310,900	368,100
10	10	203,200		232,000		296,500		51	52	268,700	313,300	372,500
11	11	206,100		234,400		298,900		53	54	269,500	315,300	374,500
12	12	209,000		236,800		301,500		55	56	270,400	317,400	376,600
13	13	211,700		239,000		303,800		57	58	271,100	326,900	382,400
14	14	213,400		241,300		305,800		59	60	271,800	329,200	384,300
15	15	215,200		243,600		307,900		61	62	272,600	331,300	386,300
16	16	216,900		245,900		309,800		63	64	273,500	334,500	387,500
17	17	218,600		248,200		312,200		65	66	274,400	336,900	389,300
18	18	220,400		251,300		314,800		67	68	275,300	335,600	391,000
19	19	222,200		254,400		317,200		69	70	276,300	337,500	392,800
20	20	223,800		257,500		319,600		71	72	277,100	339,300	393,900
21	21	225,700		260,300		322,100		73	74	278,400	340,500	395,500
22	22	227,600		263,300		325,000		75	76	279,500	343,100	397,000
23	23	229,600		266,200		327,700		77	78	277,100	345,000	403,400
24	24	231,600		269,100		330,800		79	80	280,900	347,000	405,000
25	25	233,400		271,900		333,600		81	82	282,100	348,800	406,300
26	26	235,400		274,500		336,400		83	84	283,500	350,600	407,900
27	27	237,300		277,000		339,100		85	86	284,800	352,500	409,400
28	28	239,300		279,700		342,000		87	88	286,000	354,300	411,000
29	29	241,100		282,600		344,800		89	90	289,700	359,900	414,400
30	30	243,000		284,800		347,300		91	92	291,000	361,700	415,300

外 告 報

再任 用職 員の 外員	69 70 71 72	292, 400 293, 300 294, 300 295, 300	363, 300 365, 000 366, 800 368, 500	416, 300 417, 300 418, 400 419, 300	108	320, 500	411, 200
73	296, 400	369, 900	420, 000	420, 000	112	322, 300	412, 700
74	297, 400	371, 500	420, 800	420, 800	113	322, 600	412, 900
75	298, 500	372, 900	421, 800	421, 800	114	323, 100	413, 200
76	299, 600	374, 500	422, 800	422, 800	115	323, 500	413, 500
77	300, 400	376, 200	423, 800	423, 800	116	324, 000	413, 800
78	301, 400	377, 900	424, 800	424, 800	117	324, 300	414, 000
79	302, 300	379, 400	425, 800	425, 800	118	324, 700	414, 300
80	303, 200	381, 100	426, 700	426, 700	119	325, 200	414, 600
81	304, 000	382, 600	427, 400	427, 400	120	325, 700	414, 800
82	304, 900	384, 000	428, 300	428, 300	121	325, 900	415, 000
83	305, 800	385, 600	429, 200	429, 200	122	326, 300	415, 300
84	306, 700	387, 200	430, 000	430, 000	123	326, 800	415, 600
85	307, 300	388, 200	430, 900	430, 900	124	327, 100	415, 800
86	308, 000	389, 500	431, 700	431, 700	125	327, 300	416, 000
87	308, 700	390, 900	432, 500	432, 500	126	327, 600	
88	309, 600	392, 300	433, 400	433, 400	127	328, 100	
89	310, 500	393, 600	434, 100	434, 100	128	328, 500	
90	311, 300	394, 700	434, 600	434, 600	129	328, 700	
91	312, 100	395, 800	435, 200	435, 200	130	329, 100	
92	312, 800	397, 000	435, 600	435, 600	131	329, 600	
93	313, 500	397, 800	436, 100	436, 100	132	330, 000	
94	314, 200	398, 900	436, 600	436, 600	133	330, 200	
95	314, 900	400, 000	437, 000	437, 000	134	330, 600	
96	315, 600	401, 000	437, 400	437, 400	135	331, 100	
97	316, 000	401, 900	437, 600	437, 600	136	331, 400	
98	316, 400	402, 900	438, 000	438, 000	137	331, 700	
99	316, 800	403, 900	438, 300	438, 300	138	332, 100	
100	317, 200	404, 800	438, 600	438, 600	139	332, 500	
101	317, 500	405, 600	438, 900	438, 900	140	332, 900	
102	317, 900	406, 600					
103	318, 200	407, 600					
104	318, 600	408, 600					
105	319, 000	409, 200					
106	319, 500	409, 900					
107	320, 000	410, 600					

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外取引

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	俸給月額						再任用職員以外の職員
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700	522,500	341,000	383,400
2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	525,600	342,700	385,300
3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	528,700	344,200	387,200
4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	531,800	345,900	389,100
5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	534,900	353,000	397,100
6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	537,300	357,100	401,400
7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	539,700	402,800	489,500
8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	542,100	421,500	491,700
9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	544,500	432,174	493,900
10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	546,200	432,199	496,100
11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	548,100	432,352	497,800
12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	550,000	452,221	499,300
13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	551,700	462,224	500,900
14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	553,000	474,226	502,400
15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	554,200	484,228	504,100
16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	555,200	494,230	515,700
17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	556,300	504,230	505,500
18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	557,000	514,231	506,900
19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	557,600	524,236	511,900
20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	558,200	534,238	517,000
21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	558,900	544,240	513,100
22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200	559,56	554,241	519,500
23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800	559,57	564,241	514,000
24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300	559,58	574,242	515,000
25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500	559,59	584,243	516,000
26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800	559,60	594,243	517,000
27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300	559,61	604,245	518,100
28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800	559,62	614,246	519,000
						63	6247,800	519,700

外局報

64	248, 900	307, 700	380, 800	432, 900	520, 400	95	285, 800	332, 300	332, 800
65	250, 100	308, 700	381, 400	433, 800	521, 200	96	286, 800	332, 800	
66	251, 200	309, 800	382, 200	434, 600	522, 000	97	287, 300	333, 300	
67	252, 300	310, 800	383, 000	435, 200	522, 800	98	288, 200	333, 800	
68	253, 200	311, 800	383, 800	436, 000	523, 600	99	288, 900	334, 300	
69	254, 100	312, 900	384, 400	436, 400	524, 300	100	289, 800	334, 800	
70	255, 500	313, 900	385, 100	437, 000	525, 100	101	290, 700	335, 300	
71	257, 000	315, 000	385, 800	437, 500	525, 900	102	291, 400	335, 800	
72	258, 400	316, 100	386, 500	438, 000	526, 700	103	292, 100	336, 300	
73	259, 800	316, 800	387, 200	438, 500	527, 400	104	292, 800	336, 800	
74	261, 200	317, 800	387, 800			105	293, 500	337, 300	
75	262, 600	318, 900	388, 400			106	294, 000	337, 700	
76	263, 700	320, 000	389, 100			107	294, 500	338, 200	
77	264, 800	321, 100	389, 800			108	295, 000	338, 600	
78	266, 000	322, 100	390, 400			109	295, 200	339, 100	
79	267, 300	323, 000	391, 000			110	295, 600	339, 500	
80	268, 400	323, 900	391, 600			111	295, 900	340, 000	
81	269, 800	325, 000	392, 200			112	296, 200	340, 400	
82	271, 100	325, 800	392, 800			113	296, 500	340, 900	
83	272, 400	326, 500	393, 400			114	296, 800	341, 300	
84	273, 600	327, 300	394, 000			115	297, 100	341, 800	
85	274, 700	327, 800	394, 500			116	297, 400	342, 200	
86	275, 800	328, 300	395, 000			117	297, 700	342, 700	
87	277, 100	328, 800	395, 500			118	298, 100	343, 100	
88	278, 300	329, 300	396, 200			119	298, 400	343, 500	
89	279, 300	329, 600	396, 600			120	298, 800	343, 900	
90	280, 500	330, 100				121	299, 100	344, 300	
91	281, 600	330, 600							
92	282, 800	331, 100							
93	283, 800	331, 400							
94	284, 800	331, 800							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するもので勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職員区分 号俸	職務の級					23 24	322,900 326,400	397,100 399,500	451,400 453,700	516,600 518,500
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
1 245,200	330,500	395,500	470,600	565,700	25	329,900	401,800	455,800	520,200	522,000
2 247,700	333,500	398,400	472,900	568,800	26	332,700	404,100	458,100	523,800	525,600
3 250,200	336,400	401,300	475,100	571,900	27	335,300	406,400	460,300	526,600	527,400
4 252,700	339,400	404,100	477,400	575,000	28	337,900	408,700	462,600	529,200	531,000
5 255,000	342,100	406,800	479,700	577,900	29	340,700	411,000	464,800	532,800	534,400
6 258,800	345,400	409,500	481,900	580,300	30	342,800	413,100	467,100	536,200	538,000
7 262,600	348,500	412,300	484,100	582,700	31	345,000	415,100	469,400	541,300	543,100
8 266,400	351,600	415,000	486,300	585,100	32	347,400	417,200	471,600	547,700	549,500
9 270,000	354,500	417,500	488,300	587,300	33	349,700	419,300	473,600	554,900	556,700
10 274,000	357,400	420,200	490,400	588,800	34	352,100	421,200	475,700	560,200	562,000
11 278,000	360,500	422,900	492,500	590,300	35	354,300	423,200	477,800	567,900	569,700
12 282,000	363,700	425,600	494,600	591,800	36	356,800	425,200	479,900	575,700	577,500
13 285,800	366,700	428,000	496,700	593,300	37	359,200	427,200	482,000	581,300	583,100
14 289,800	370,300	430,500	498,800	594,400	38	361,600	429,200	483,800	585,900	587,700
15 293,700	373,500	432,900	500,900	595,500	39	364,000	431,200	485,600	594,300	596,100
16 297,600	377,200	435,400	503,000	596,400	40	366,200	433,200	487,400	595,900	597,700
17 301,400	380,800	437,600	505,100	597,600	41	368,500	435,100	489,100	597,400	599,200
18 305,000	383,500	440,000	507,100	598,600	42	369,900	436,900	490,900	598,800	600,600
19 308,500	386,300	442,400	509,100	599,600	43	371,400	438,600	492,700	600,200	602,000
20 312,100	389,000	444,800	511,100	600,600	44	372,800	440,400	494,500	601,500	603,300
21 315,700	391,900	446,600	512,900	601,600	45	374,300	442,300	496,100	602,700	604,500
22 319,400	394,500	449,000	514,700	605,000	46	375,700	444,100	497,800	603,700	605,500
					47	377,200	445,900	499,600	604,700	606,500
					48	378,700	447,600	501,400	605,700	607,500
					49	379,900	449,400	503,000	606,700	608,500
					50	380,900	451,100	504,300	607,700	609,500

外局(報)印

51	381,900	452,900	505,600	558,500	76	475,000	529,000
52	382,800	454,700	506,900	559,400	77	475,400	529,800
53	383,800	456,600	508,100	560,200	78	476,000	530,700
54	384,700	457,800	509,400	561,100	79	476,600	531,600
55	385,600	459,000	510,700	562,000	80	477,100	532,500
56	386,500	460,200	512,000	562,900	81	477,700	533,300
57	387,400	461,400	513,000	563,800	82	478,200	534,200
58	388,300	462,400	513,800	564,700	83	478,700	535,100
59	389,100	463,400	514,600	565,600	84	479,200	536,000
60	389,900	464,400	515,400	566,300	85	479,600	536,800
61	390,600	465,200	516,300	567,200	86	480,200	537,700
62	391,100	465,900	517,100	568,100	87	480,600	538,600
63	391,500	466,600	518,000	569,000	88	481,100	539,500
64	392,000	467,300	518,800	569,900	89	481,600	540,300
65	392,300	468,000	519,700	570,800	90	482,200	542,200
66		468,700	520,600		91	482,800	543,800
67		469,400	521,300		92	483,200	544,200
68		470,100	522,200		93	483,700	544,700
69		470,500	523,100		94	484,300	545,300
70		471,200	523,900		95	484,900	545,900
71		471,900	524,800		96	485,500	546,500
72		472,600	525,700		97	486,000	547,000
73		473,000	526,500				
74		473,600	527,400				
75		474,300	528,300				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

外局(号)報

口 医療職俸給表(二)

職員 の区分	医療職俸給表(二)		職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
	俸 給 月 額	俸 給 月 額									
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400	482,100	532,700	582,900
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000	489,000	539,600	589,300
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500	491,100	541,500	591,100
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	381,900	444,100	494,000	544,100	594,000
5	151,900	190,700	225,100	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500	496,500	546,500	596,500
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000	499,000	549,000	599,000
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500	501,500	551,500	601,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000	504,000	554,000	604,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400	506,400	556,400	606,400
10	160,500	198,700	233,500	257,900	297,100	344,400	393,100	458,800	508,800	558,800	608,800
11	162,200	200,300	234,900	259,900	299,200	346,600	395,300	461,400	511,400	561,400	611,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800	513,800	563,800	613,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300	516,300	566,300	616,300
14	167,400	205,000	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800	517,800	567,800	617,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100	519,100	569,100	619,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400	520,400	570,400	620,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600	521,600	571,600	621,600
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900	522,900	572,900	622,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200	524,200	574,200	624,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500	525,500	575,500	625,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700	526,700	576,700	626,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100	528,100	578,100	628,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500	529,500	579,500	629,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700	530,700	580,700	630,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100	531,500	581,500	631,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400	532,800	582,800	632,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800	534,800	584,800	634,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200	535,200	585,200	635,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600	536,600	586,600	636,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700	537,900	587,900	637,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800	538,100	588,100	638,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900	539,200	589,200	639,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000	541,400	591,400	641,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900	542,600	592,900	642,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800	543,800	593,800	643,800

(外) 報 告

36	202, 200	236, 600	269, 600	300, 700	347, 500	390, 500	435, 000	494, 700
37	203, 300	238, 000	271, 100	302, 200	349, 300	391, 600	436, 300	495, 700
38	204, 600	239, 300	272, 800	303, 900	351, 000	392, 800	437, 100	
39	205, 900	240, 400	274, 500	305, 500	352, 600	393, 900	437, 500	
40	207, 200	241, 700	276, 100	307, 100	354, 300	395, 000	438, 200	
41	208, 400	243, 000	277, 800	308, 900	355, 500	395, 800	438, 700	
42	209, 600	244, 200	279, 400	310, 600	356, 600	396, 600	439, 100	
43	210, 800	245, 400	281, 100	312, 200	357, 800	397, 400	439, 500	
44	212, 000	246, 500	282, 800	313, 900	359, 000	398, 200	439, 900	
45	213, 200	247, 600	284, 300	315, 000	360, 200	398, 600	440, 300	
46	214, 300	249, 000	286, 000	316, 400	361, 000	399, 200	442, 100	
47	215, 300	250, 500	287, 700	317, 900	362, 200	399, 700	441, 100	
48	216, 400	251, 900	289, 300	319, 500	363, 300	400, 100	441, 400	
49	217, 400	253, 500	290, 700	320, 900	364, 300	401, 500	441, 700	
50	218, 400	254, 900	292, 300	322, 200	365, 300	402, 800	442, 100	
51	219, 300	256, 300	293, 700	323, 400	366, 300	401, 100	442, 400	
52	220, 300	257, 600	295, 300	324, 700	367, 300	401, 400	442, 700	
53	220, 900	258, 700	296, 700	325, 800	368, 100	401, 700	443, 000	
54	221, 800	259, 100	298, 200	326, 800	368, 900	402, 000		
55	222, 500	261, 500	299, 600	327, 900	369, 800	402, 300		
56	223, 500	262, 800	301, 100	328, 900	370, 700	402, 600		
57	224, 200	263, 800	302, 300	329, 400	371, 200	402, 900		
58	225, 100	265, 100	303, 500	330, 300	372, 000	403, 200		
59	225, 800	266, 400	304, 700	331, 100	372, 800	403, 500		
60	226, 600	267, 700	306, 100	332, 000	373, 600	403, 900		
61	227, 500	268, 600	307, 400	332, 800	374, 000	404, 100		
62	228, 300	269, 800	308, 600	333, 100	374, 700	404, 400		
63	229, 200	270, 900	309, 900	333, 700	375, 400	404, 700		
64	230, 300	272, 400	311, 100	334, 400	376, 100	405, 000		
65	230, 900	273, 400	312, 500	335, 000	376, 500	405, 200		
66	231, 700	274, 500	313, 300	335, 700	377, 100			
67	232, 500	275, 500	314, 100	336, 400	377, 800			
68	233, 300	276, 600	314, 900	337, 100	378, 400			
69	234, 000	277, 700	315, 500	337, 800	378, 800			
70	234, 700	278, 700	316, 200	338, 300	379, 300			
71	235, 400	279, 800	316, 900	338, 900	379, 800			
72	236, 000	280, 900	317, 500	339, 500	380, 300			
73	236, 700	281, 700	318, 200	339, 800	380, 900			
74	237, 500	282, 400	318, 400	340, 400	381, 400			
75	238, 300	282, 900	319, 000	340, 900	382, 000			
76	239, 000	283, 700	319, 600	341, 500	382, 600			

外局(報)印

77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86	288,700	324,600	324,700	345,500	386,600
87	288,900	324,800	325,200	345,800	386,600
88	289,100	325,200	325,600	346,100	386,600
89	289,500	325,600	326,000	346,500	386,600
90	289,700	326,000	326,400	346,800	386,600
91	289,900	326,400	326,800	347,200	386,600
92	290,100	327,100	327,300	347,500	386,600
93	290,500	327,700	327,700	347,900	386,600
94	290,700	328,000	328,000	348,200	386,600
95	290,900	328,300	328,300	348,500	386,600
96	291,200	328,600	328,600	348,800	386,600
97	291,600	328,200	328,200	349,100	386,600
98	291,900	328,500	328,500	349,500	386,600
99	292,100	328,800	328,800	349,900	386,600
100	292,400	329,100	329,100	350,300	386,600
101	292,700	329,300	329,300	350,800	386,600
102	292,900	329,600	329,600	351,200	386,600
103	293,100	330,000	330,000	351,600	386,600
104	293,400	330,200	330,200	352,000	386,600
105	293,700	330,300	330,300	352,500	386,600
106					
107					
108					
109	331,400				
110	331,800				
111	332,200				
112	332,600				
113	332,800				
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300
					322,000
					364,200
					425,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 告 報

八 医療職俸給表(三)

職員 の分 号俸	医療職俸給表(三)			医療職俸給表(三)			医療職俸給表(三)		
	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
1	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	俸 給	月 領	
2	160,100	円	187,600	円	236,000	円	284,100	円	
3	161,500		189,700		237,800		285,900		
4	163,000		191,800		239,600		287,700		
5	164,400		193,800		241,400		289,600		
6	165,900		195,900		242,800		291,400		
7	167,400		198,200		244,100		293,200		
8	168,900		200,500		245,300		295,100		
9	170,400		202,800		246,600		296,900		
10	171,700		205,200		247,700		298,800		
11	173,400		206,600		248,800		300,700		
12	175,000		208,000		249,700		302,500		
13	176,600		209,400		250,600		304,400		
14	178,100		210,800		251,900		306,100		
15	180,100		212,300		253,000		307,700		
16	182,100		213,800		253,800		309,500		
17	184,100		215,000		254,800		311,300		
18	186,300		216,400		255,600		313,100		
19	188,400		217,900		256,500		314,700		
20	190,500		219,400		257,500		316,400		
21	192,600		220,900		258,400		318,100		
22	194,700		222,300		259,300		319,600		
23	196,900		224,000		260,300		321,100		
24	199,100		225,700		261,200		322,700		
25	201,300		227,400		262,200		324,200		
26	203,300		228,800		263,400		325,800		
27	204,600		230,500		264,700		327,200		
28	205,900		232,200		265,900		328,700		
29	207,200		233,900		267,200		330,300		
30	208,400		235,500		268,400		325,800		
31	209,600		236,900		269,500		327,500		
32	210,900		238,200		271,500		328,300		
	212,100		239,300		272,900		329,500		

外埠報

33	213, 400	240, 600	274, 500	300, 900	337, 600	391, 800	437, 300
34	214, 700	241, 700	276, 000	302, 400	339, 100	393, 500	438, 900
35	216, 000	242, 600	277, 300	304, 000	340, 700	395, 300	440, 300
36	217, 300	243, 700	278, 600	305, 600	342, 200	397, 000	441, 700
37	218, 700	244, 800	280, 200	307, 100	343, 900	398, 600	442, 800
38	220, 100	245, 900	281, 600	308, 500	345, 500	400, 300	444, 100
39	221, 400	246, 800	283, 100	310, 000	347, 000	402, 100	445, 400
40	222, 800	247, 900	284, 500	311, 600	348, 600	403, 900	446, 800
41	223, 800	248, 600	286, 100	313, 200	349, 800	405, 400	447, 800
42	225, 200	249, 500	287, 600	314, 600	351, 300	406, 900	448, 500
43	226, 600	250, 400	289, 100	316, 000	352, 800	408, 400	449, 300
44	228, 000	251, 300	290, 700	317, 500	354, 200	409, 700	449, 900
45	229, 200	252, 100	292, 000	318, 500	355, 800	410, 800	450, 800
46	230, 600	253, 100	293, 400	319, 900	356, 800	411, 900	451, 500
47	231, 900	254, 000	294, 900	321, 300	358, 300	413, 000	452, 300
48	233, 200	255, 000	296, 400	322, 800	359, 600	414, 200	453, 100
49	234, 300	256, 000	297, 700	323, 900	361, 000	415, 500	453, 800
50	235, 400	257, 200	299, 000	325, 300	362, 400	416, 600	454, 500
51	236, 400	258, 400	300, 300	326, 600	363, 700	417, 800	455, 200
52	237, 500	259, 600	301, 700	327, 900	365, 100	418, 900	456, 000
53	238, 600	260, 700	303, 200	329, 300	366, 600	420, 100	456, 800
54	239, 700	262, 200	304, 500	330, 700	367, 800	421, 100	457, 600
55	240, 700	263, 600	305, 900	332, 100	368, 900	422, 200	458, 300
56	241, 700	265, 000	307, 300	333, 400	370, 100	423, 300	459, 000
57	242, 600	266, 600	308, 300	334, 300	371, 200	424, 400	459, 800
58	243, 600	268, 200	309, 500	335, 600	372, 100	424, 900	460, 500
59	244, 300	269, 700	310, 700	336, 800	373, 100	425, 500	461, 900
60	245, 300	271, 200	312, 100	338, 100	374, 100	425, 900	462, 300
61	246, 200	272, 600	313, 200	339, 200	374, 700	426, 500	463, 800
62	247, 200	274, 100	314, 500	340, 100	375, 500	427, 000	464, 600
63	248, 000	275, 600	315, 800	341, 300	376, 300	427, 400	465, 400
64	249, 000	276, 900	317, 000	342, 600	377, 100	427, 900	466, 200
65	249, 900	278, 500	318, 300	343, 700	377, 800	428, 500	467, 100
66	250, 900	280, 000	319, 600	344, 900	378, 500	428, 900	468, 900
67	252, 000	281, 500	320, 900	346, 100	379, 300	429, 200	469, 700
68	252, 900	283, 000	322, 200	347, 200	380, 000	429, 500	470, 500

(外) 報 印

	69	253, 700	284, 100	322, 900	348, 200	380, 600	429, 900
	70	254, 800	285, 600	324, 000	349, 200	381, 200	
	71	255, 900	287, 100	325, 100	350, 300	381, 900	
	72	257, 100	288, 500	326, 000	351, 400	382, 500	
	73	258, 500	289, 700	327, 300	352, 200	383, 200	
	74	259, 800	291, 100	328, 000	353, 300	383, 700	
	75	261, 100	292, 400	329, 100	354, 400	384, 300	
	76	262, 300	293, 700	330, 300	355, 500	384, 800	
	77	263, 300	295, 200	331, 400	356, 200	385, 200	
	78	264, 400	296, 500	332, 600	357, 000	385, 800	
	79	265, 700	297, 700	333, 700	357, 800	386, 300	
	80	266, 900	299, 000	334, 900	358, 500	386, 600	
	81	268, 000	299, 700	336, 000	359, 100	386, 900	
	82	269, 000	300, 900	337, 100	359, 600	387, 400	
	83	270, 100	302, 000	338, 100	360, 200	387, 800	
	84	271, 200	303, 200	339, 200	360, 700	388, 100	
	85	272, 000	304, 300	340, 100	361, 300	388, 400	
	86	272, 900	305, 500	341, 100	361, 800	388, 900	
	87	274, 000	306, 700	342, 000	362, 400	389, 400	
	88	275, 100	307, 800	343, 000	362, 900	389, 800	
	89	276, 100	309, 100	344, 000	363, 300	390, 100	
	90	277, 000	310, 300	344, 800	363, 700	390, 500	
	91	277, 900	311, 500	345, 600	364, 300	391, 000	
	92	278, 900	312, 700	346, 400	364, 800	391, 400	
	93	279, 900	313, 500	347, 000	365, 100	391, 800	
	94	280, 900	314, 200	347, 600	365, 600		
	95	281, 800	314, 900	348, 300	366, 000		
	96	282, 800	315, 500	348, 900	366, 300		
	97	283, 600	316, 200	349, 300	366, 900		
	98	284, 400	316, 500	349, 700	367, 400		
	99	285, 000	317, 100	350, 200	367, 900		
	100	285, 900	317, 800	350, 600	368, 400		
	101	286, 700	318, 200	351, 100	369, 000		
	102	287, 500	318, 800	351, 500	369, 500		
	103	288, 300	319, 400	352, 000	370, 000		
	104	289, 100	320, 000	352, 400	370, 400		

付 報 (号外)

105	289, 800	320, 400	352, 700	371, 000
106	290, 300	320, 900	353, 200	371, 500
107	290, 800	321, 400	353, 600	372, 000
108	291, 300	321, 900	353, 900	372, 500
109	291, 500	322, 300	354, 400	373, 100
110	291, 800	322, 700	354, 900	373, 500
111	292, 000	323, 000	355, 400	374, 000
112	292, 400	323, 300	355, 900	374, 500
113	292, 700	323, 700	356, 400	375, 100
114	292, 900	324, 100	356, 900	
115	293, 300	324, 500	357, 400	
116	293, 600	324, 800	357, 800	
117	293, 900	325, 000	358, 200	
118	294, 200	325, 300	358, 600	
119	294, 500	325, 700	359, 100	
120	294, 900	325, 900	359, 600	
121	295, 200	326, 100	360, 000	
122	295, 600	326, 400	360, 500	
123	295, 900	326, 700	361, 000	
124	296, 300	327, 000	361, 500	
125	296, 500	327, 200	361, 800	
126	296, 700	327, 500		
127	297, 000	327, 900		
128	297, 400	328, 100		
129	297, 600	328, 200		
130	297, 900	328, 500		
131	298, 300	328, 900		
132	298, 700	329, 100		
133	298, 900	329, 400		
134	299, 200	329, 800		
135	299, 600	330, 200		
136	299, 900	330, 600		
137	300, 100	330, 900		
138	300, 400	331, 300		
139	300, 800	331, 700		
140	301, 100	332, 100		

外 呼 報

141	301,300				332,400	
142	301,700				332,800	
143	302,100				333,100	
144	302,400				333,500	
145	302,500				333,800	
146	302,800				334,200	
147	303,100				334,600	
148	303,500				335,000	
149	303,700				335,300	
150	303,900				335,700	
151	304,200				336,100	
152	304,500				336,500	
153	304,900				336,800	
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400
備考	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。					

外 告 職

別表第九 福祉職員給料表(第六条関係)

職員区分 の級 号俸	俸給月額						俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級						
1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800	41	208,500	259,800	307,900	345,100	384,200
2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400	42	209,900	261,400	309,400	347,000	385,800
3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900	43	211,300	263,000	310,900	348,900	386,600
4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500	44	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700
5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500	45	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800
6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000	46	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000
7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300	47	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200
8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800	48	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300
9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300	49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700
10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,600	50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300
11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600	51	224,300	281,900	326,200	367,200	400,800
12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300	52	225,100	283,400	327,200	368,300	402,200
13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700	53	225,700	285,000	328,100	369,200	404,600
14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000	54	226,800	286,500	328,800	369,800	411,800
15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200	55	227,500	287,900	329,600	370,600	410,500
16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600	56	228,400	289,400	330,400	371,400	412,500
17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400	57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800
18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400	58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100
19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300	59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400
20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100	60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700
21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000	61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000
22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800	62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300
23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600	63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600
24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500	64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900
25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300	65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200
26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800	66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500
27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300	67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800
28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900	68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100
29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500	69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300
30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800	70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600
31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100	71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900
32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300	72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200
33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500	73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400
34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800	74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700

外 報

再任用職員の員数	75	246, 700 247, 700	312, 800 313, 400	339, 400 339, 900	383, 700 384, 300	407, 000 407, 200	117	272, 800 273, 100	328, 900 329, 300
76	247, 700	313, 400	339, 900	384, 300	407, 200	407, 400	118	273, 100	329, 700
77	248, 600	314, 200	340, 200	384, 700	385, 200	407, 400	119	273, 500	329, 100
78	249, 600	314, 900	340, 600	385, 700	386, 300	407, 400	120	273, 900	330, 300
79	250, 600	315, 600	341, 100	385, 700	386, 300	407, 400	121	274, 100	330, 300
80	251, 600	316, 300	341, 500	386, 300	386, 300	407, 400	122	274, 300	330, 300
81	252, 500	316, 600	341, 700	386, 800	387, 200	407, 400	123	274, 700	330, 300
82	253, 200	316, 900	342, 000	387, 600	387, 600	407, 400	124	275, 000	330, 300
83	254, 200	317, 500	342, 500	387, 600	388, 000	407, 400	125	275, 200	330, 300
84	255, 200	317, 800	342, 900	388, 000	388, 000	407, 400	126	275, 500	330, 300
85	256, 000	318, 200	343, 200	388, 200	388, 200	407, 400	127	275, 900	330, 300
86	256, 800	318, 500	343, 500	388, 400	388, 400	407, 400	128	276, 300	330, 300
87	257, 600	318, 900	344, 000	388, 700	388, 700	407, 400	129	276, 500	330, 300
88	258, 500	319, 200	344, 400	389, 000	389, 000	407, 400	130	276, 900	330, 300
89	259, 200	319, 700	344, 700	389, 200	389, 200	407, 400	131	277, 300	330, 300
90	260, 000	320, 100	345, 100	389, 500	389, 500	407, 400	132	277, 600	330, 300
91	260, 800	320, 400	345, 500	389, 800	389, 800	407, 400	133	277, 900	330, 300
92	261, 600	320, 700	345, 700	390, 000	390, 000	407, 400	134	278, 100	330, 300
93	262, 200	321, 200	346, 000	390, 200	390, 200	407, 400	135	278, 500	330, 300
94	262, 900	321, 600					136	278, 800	
95	263, 400	321, 800					137	279, 000	
96	264, 100	322, 200					138	279, 300	
97	264, 800	322, 600					139	279, 600	
98	265, 500	323, 000					140	279, 900	
99	266, 200	323, 400					141	280, 100	
100	266, 900	323, 800					142	280, 300	
101	267, 400	324, 000					143	280, 500	
102	267, 900	324, 300					144	280, 800	
103	268, 300	324, 600					145	281, 200	
104	268, 800	324, 900					146	281, 400	
105	268, 900	325, 300					147	281, 700	
106	269, 200	325, 500					148	282, 000	
107	269, 500	325, 800					149	282, 300	
108	269, 800	326, 200					150	282, 500	
109	270, 200	326, 600					151	282, 800	
110	270, 500	326, 900					152	283, 000	
111	270, 900	327, 300					153	283, 300	
112	271, 200	327, 600					154	283, 600	
113	271, 500	327, 900					155	284, 000	
114	271, 800	328, 300					156	284, 300	
115	272, 100	328, 600					157	284, 600	
116	272, 500	328, 800					158	285, 000	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(号) 報外

別表第十 専門スタッフ職俸給表(第六条関係)

職員区分 職務の級 号俸	1 級			2 級			3 級			24
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	
1	327,300	円	427,800	円	480,500	円	373,500	円	378,700	371,800
2	329,300	円	432,200	円	486,100	円	375,200	円	377,000	373,500
3	331,400	円	436,200	円	491,600	円	380,100	円	381,800	375,200
4	333,400	円	440,300	円	497,000	円	383,500	円	385,000	377,000
5	335,400	円	444,100	円	502,300	円	386,800	円	388,100	373,500
6	337,400	円	448,000	円	507,500	円	388,100	円	389,500	375,200
7	339,400	円	451,300	円	512,600	円	389,500	円	391,000	377,000
8	341,500	円	454,800	円	517,300	円	391,000	円	392,300	371,800
9	343,600	円	458,300	円	520,800	円	392,300	円	393,400	373,500
10	345,500	円	461,600	円	523,600	円	393,400	円	394,500	375,200
11	347,500	円	464,500	円	526,400	円	394,500	円	395,500	377,000
12	349,600	円	467,200	円	529,000	円	395,500	円	396,500	378,700
13	351,600	円	469,600	円	531,100	円	397,600	円	398,600	373,500
14	353,400	円	471,900	円	533,100	円	398,600	円	399,500	375,200
15	355,400	円	473,800	円	534,800	円	399,500	円	400,300	377,000
16	357,300	円	475,500	円	536,600	円	400,300	円	401,700	371,800
17	359,000	円	476,800	円	538,200	円	401,100	円	402,000	373,500
18	360,900	円	478,100	円	539,600	円	401,400	円	402,300	375,200
19	362,600	円	479,000	円	540,600	円	402,600	円	402,600	377,000
20	364,300	円	480,000	円	541,800	円	403,800	円	404,800	378,700
21	366,200	円	480,800	円	542,700	円	405,100	円	405,100	373,500
22	368,100	円	481,600	円	544,500	円	406,400	円	406,400	375,200
23	369,900	円	481,800	円	545,200	円	407,600	円	407,600	377,000

53	402, 900	
54	403, 200	
55	403, 500	
56	403, 800	
57	404, 100	
58	404, 400	
59	404, 700	
60	405, 000	
61	405, 200	
62	405, 500	
63	405, 800	
64	406, 100	
65	406, 300	
66	406, 600	
67	406, 900	
68	407, 200	
69	407, 400	
70	407, 700	
71	408, 000	
72	408, 200	
73	408, 400	
74	408, 700	
75	409, 000	
76	409, 200	
77	409, 400	
賃任用職員	323, 600	424, 800
		479, 600

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第八項中「次に」を「次の各号に」に改め、「昇給は」の下に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、「特に良好であり」を「当該各号に定める場合に該当し」に改め、同項第一号中「又は三級」を「以上」に、「除ぐ」を「除く」)特に良好である場合に改め、同項第二号中「三級」の下に「又は四級」を加え、「もの」を「もの」次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に改め、同項に次のように加える。

イ 三級 特に良好である場合

ロ 四級 極めて良好である場合

第十一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいづれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職俸給表(の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)九級以上職員等」という。)に對しては、支給しない。

第十二条第一項第一号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 満二十歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある孫

第十二条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職俸給表(の適用を受ける職員でその職務

の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

第十二条第二項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合又は職員に配偶者、父母等以外の職員となつた職員に扶養親族たる子に該当する」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同條第二項中「に扶養親族の下に「(行(一)九級以上職員等に扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等以外の職員となつ

参考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

た日、職員に扶養親族(行)九級以上職員等があつては、扶養親族たる子に限る)で同項の規定による届出に係るものに改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合は」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行(一)九級以上職員等以外の職員から行(一)九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等となつた日」を、「扶養親族」の下に「行(一)九級以上職員等があつては、扶養親族たる子に限る)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつたを次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたに、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けていた職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行)九級以上職員等があつては、扶養親族たる子に限る)で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)九級以上職員等が行(一)九級以上職員等以外の職員となつた場合
 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行(一)八級以上職員等が行(一)八級以上職員等以外の職員となつた場合
 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等以外のもののが行(一)九級以上職員等となつた場合
 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)八級職員等及び行(一)九級以上職員等以外のものが行(一)八級職員等となつた場合
 七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同号ロ中「百分の九十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十一・五」を「百分の四十」に、「百分の五十一・五」を「百分の五十」に改め、同号ロ中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め

附則第十一項中「百分の一・三五」を「百分の五」に改め

別表第十中

3 級	4 級	3 級	4 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円 480,500 486,100 491,600 497,000	円 614,900 651,500 688,100	円 480,500 486,100 491,600 497,000	円 502,300 507,500 512,600 517,300
502,300 507,500 512,600 517,300		520,800 523,600 526,400 529,000	520,800 523,600 526,400 529,000
520,800 523,600 526,400 529,000		531,100 533,100 534,800 536,600	531,100 533,100 534,800 536,600
531,100 533,100 534,800 536,600		538,200 539,600 540,600 541,800	538,200 539,600 540,600 541,800
538,200 539,600 540,600 541,800		542,700	542,700
542,700		479,600	

一・二七五に、「百分の一・六五」を「百分の五」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改め
 一・五七五に、「百分の百分の百十」を「百分の百五」に改め

五に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め
 五に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者以下同じ。)」を加える。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号中「子」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者以下同じ。)」を改める。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第六条 第二項第一号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及

び介護時間」に改める。

第二十条第一項中「職員が」の下に「要介護者〔を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。〕を、「ため」の下に「各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えて、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間を「指定期間」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第二十条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。」であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者以下同じ。」に改める。

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第七条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条 第一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改めることとする。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第七条 第一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改めることとする。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条 第一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条)の一部を次のように改めることとする。

第八条 第一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条)の一部を次のように改めることとする。

(以下「扶養親族たる父母等」という。)について
のうち一人については一円万円、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族は一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については九千円)と、同条第一項中「扶養親族(行)九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行(九級以上職員等から行)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行(九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある場合(扶養親族たる職員が配偶者を有するに至つた場合(前号に該当する場合を除く。)た場合第一号に該当する場合を除く。)が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族

に至つた場合を除く。) と、同条第二項中「扶養親族たる子に限る。) とあるのは「扶養親族」と、
「なつた日」行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日」行(一)九級以上職員等以外の職員から行(一)九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等となつた職員につて第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、「これら」と、「その日が」とあるのは「これら」の日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定」扶養手当を受けている職員につて第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、「これら」と、「その日が」とあるのは「これら」の日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定」扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の

改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族(行)一九級以上職員等にあつては 扶養親族たる子に限る。)とあるのは「扶養親族」とする。

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間は、第二条改正後給与法第十一
条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改
正後給与法第十一條第三項及び第十二条の二の
規定の適用については、同項中「扶養親族たる
配偶者、父母等」とあるのは前項第一号及び第
三号から第六号までのいづれかに該当する扶養
親族」と、「行政職俸給表」の適用を受ける職
員でその職務の級が八級であるもの及び同表以
外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の
級がこれに相当するものとして人事院規則で定
める職員(以下「行」八級職員等」という。)にあ
つては、三千五百円、前項第二号」とあるのは
「同項第二号」と、同項第一項中「扶養親族(行
(一九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子
に限る。)がある場合(行)一九級以上職員等が
行)一九級以上職員等以外の職員となつた職員に
扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは扶養
親族」と、同項第一号中「場合(行)一九級以上職
員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を
具備するに至つた者がある場合を除く。)とあり
り、及び同項第二号中「場合及び(一)九級以上
職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件
を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場

合」と、同条第二項中「扶養親族(行)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等以外の職員となつた日とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行(一)九級以上職員等以外の職員から行(一)九級以上職員等となつた職員による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定によるものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第一号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」とする。

がある場合、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合及び行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」とあり、及び同項第二号中「扶養親族(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行(一)九級以上職員等以外の職員から行(一)九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同項第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と同項第二号中「扶養親族(行(一)九級以上職員等になつた日」とあるのは「死亡した日」と、同項第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「扶養親族」と、同項第四号中「行(一)八級職員等及び行(一)八級職員等及び行(一)九級以上職員等」とあるのは「行(一)八級以上職員等が行(一)八級以上職員等」と、同項第六号中「行(一)八級職員等及び行(一)九級以上職員等」とあるのは「行(一)八級以上職員等」と、「が行(一)八級職員等」とあるのは「が行(一)

行(八級以上職員等)とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十一条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第八条において「第一号施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第四条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する指定期間については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第三条に規定する各省各庁の長は、人事院規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第一号施行日以後の日(初日から算して六月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律(第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第六条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第三項第四号中「勤務しなかつた日」の下に「及び介護時間の承認を受けて介護のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条第十二項中「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児休業、介護休業等育児休業等に係る三歳に満たない子」とする。

児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(第七号)に規定する子(第六十八条の二及び第七十五条の三において「子」という))であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものに改める。

第六十八条の三第二項中「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、「期間と」を「ものと」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号ハ」とあるのは、「第十七条第四項第一号ロ」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 次項に定めるものを除き、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定は、第一号施行日以後に開始された同条第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、第一号施行日前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

第一号施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業を開始した者であつて、第一号施行日において当該介護休業の開始の日から起算して三月を超えていないものに係る前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第二項の規定の適用については、同項中「介護休業の日数」とあるのは、「介護休業の日数(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律

別表第一(第三条関係)

級	号 給	給 料 月 額
一	二	三四三、五〇〇円
一	二	四一六、六〇〇円
一	二	四二六、六〇〇円
一	二	四三六、六〇〇円
一	二	四四六、六〇〇円
一	二	四五六、六〇〇円
一	二	四六六、六〇〇円
一	二	四七六、五〇〇円
一	二	四八三、二〇〇円
一	二	四八九、九〇〇円
一	二	五〇七、七〇〇円
一	二	五一八、六〇〇円
一	二	五一五、九〇〇円
一	二	五三三、二〇〇円
二	一	二六八、〇〇〇円
二	一	二七二、五〇〇円
二	一	三〇六、七〇〇円
二	一	三一四、〇〇〇円
二	一	三二一、四〇〇円
二	一	三二八、七〇〇円
二	一	三三六、一〇〇円
三		三六三、六〇〇円
三		三七一、七〇〇円
三		三七九、九〇〇円
三		三八八、〇〇〇円
三		三九三、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

官 給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
一	二	三	四
五四三二一	五四三二一	九八七六五四三二一	四三二一
三			
五四三二一	五四三二一	五四三二一	五四三二一

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の七十」を「百分の六十八」に改め、同項第三号中「百分の五十四」を「百分の五十一」に改め、同項第四号中「百分の二十七」を「百分の二十五・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。次に於いて同じ。)による改正後の同法(同項において「改正後の秘書給与法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八百八号。以下この項において「平成二十六年改正法」という。)附則第四項から第七項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の秘書給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第四項から第七項までの規定による給料を含む。)の内扱とみなす。

審査報告書

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認められる。

二、要領書

議院運営委員長 山本 順三
参議院議長 伊達 忠一殿

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年十一月八日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

法律第八百八号の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の子」の下に「(民法明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により国会職員が当該国会職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含む。(以下同じ。)」を加える。

官 報 (号 外)

(施行期日) 附則

- 1 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

- 附則第十六條を附則第十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

- (国会職員の育児休業等に関する法律)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該国会職員が養子縁組によつて養親となる」とを希望している者」を削る。

投票者氏名

日程第一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 がん対策基本法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
委成員七名
二三四名

二三四名

足立	敏之君	愛知	治郎君	青山	繁晴君	朝日健太郎君	井原巧君	石井浩郎君
阿達	雅志君	赤池	一彥君	青木	誠章君	井上	義行君	石井
正弘君	準一君	正弘君	誠章君	赤池	一彥君	阿達	雅志君	石井

石井
正弘

平成二十八年十一月十六日 参議院会議録第十一号

投票者氏名

石井みどり君
磯崎仁彦君
猪口邦子君
岩井茂樹君
上野通子君
衛藤景二君
小野田紀美君
大家敏志君
大野泰正君
岡田直樹君
片山さつき君
木村義雄君
こやり隆史君
上月良祐君
佐藤啓君
佐藤正久君
自見はなこ君
島村大君
未松信介君
高野光二郎君
滝沢求君
武見敬三君
豊田一郎君
塙田茂君
堂故俊郎君
高野光二郎君
西田智君
中川健治君
中西祐介君
長谷川昌司君
野村哲郎君
橋本聖子君
平野達男君
藤井基之君
堀井眞也君
巖君

石田	昌宏君
礪崎	陽輔君
今井	絵理子君
宇都	隆史君
江島	潔君
小川	克巳君
尾辻	秀久君
大沼	みづほ君
みづほ	君
太田	房江君
岡田	広江君
北村	経夫君
古賀友一郎君	君
佐藤	信秋君
山東	昭子君
島田	祥肇君
鴻池	君
進藤	金日子君
関口	昌一君
高橋	克法君
滝波	宏文君
柘植	芳文君
鶴保	雅之君
徳茂	庸介君
中曾根弘文君	君
中泉	司松君
中西	哲君
長峯	君
二之湯	武史君
野上	浩太郎君
馬場	俊君
羽生田	成志君
林	芳正君
福岡	資麿君
藤川	政人君
古川	俊治君
舞立	昇治君

反対者氏名

○名

日程第三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 二〇六名

関する法律等の
衆議院(付)

二十一

足立	愛知	敏之君
青山	朝日健太郎君	治郎君
磯崎	石井みどり君	繁晴君
石井	浩郎君	仁彦君
猪口	邦子君	大野
岩井	茂樹君	上野
上野	通子君	衛藤
通子君	晟一君	小野田紀美君
衛藤	小野田紀美君	大家
大野	敏志君	岡田
泰正君	直樹君	佐藤
木村	片山さつき君	佐藤
義雄君	佐藤	佐藤
木村	上月	正久君
義雄君	良祐君	正久君
木村	自見はなこ君	信介君
島村	佐藤	修光君
大君	佐藤	敬三君
大君	佐藤	一郎君
豊田	武見	俊郎君
豊田	塚田	雅治君
塚田	高野光二郎君	健治君
中西	高野光二郎君	祐介君
中西	堂故	茂君

阿達	雅志君	來議院送付する法律等の
青木	一彦君	
赤池	誠章君	
井上	義行君	
石井	準一君	
石井	正弘君	
石田	昌宏君	
磯崎	陽輔君	
今井	繪理子君	
宇都	隆史君	
江島	潔君	
小川	克巳君	
尾辻	秀久君	
大沼	みづほ君	
岡田	房江君	
太田	廣君	
岡	金子原二郎君	
北村	経夫君	
古賀友一郎君		
鴻池	祥臺君	
佐藤	信秋君	
山東	昭子君	
島田	三郎君	
佐藤	進藤金日子君	
関口	昌一君	
高階恵美子君		
柘植	芳文君	
高橋	克法君	
滝波	宏文君	
徳茂	雅之君	
中泉	松司君	
中曾根弘文君		
鶴保	庸介君	
中西	哲君	
長峯	誠君	

二之湯	長谷川	智君	西田
	岳君	昌司君	哲郎君
			芳正君
			福岡
		資磨君	
	藤川	政人君	
	古川	俊治君	
	舞立	昇治君	
	松川	るい君	
	丸川	祥史君	
	三木	珠代君	
	溝手	亨君	
	三宅	伸吾君	
	森屋	顕正君	
	宮島	喜文君	
	元榮太	一郎君	
	宏君	宏君	
	山田	正昭君	
	山崎	修路君	
	伊藤	宏君	
	渡邊	太一大君	
	相原久	美樹君	
	大野	猛之君	
	小川	孝君	
	川田	神本美恵子君	
	小林	元裕君	
	杉尾	博一君	
	芝	秀哉君	
	斎藤	嘉隆君	
	大野	敏夫君	
	川田	龍平君	

二之湯 武史君	橋本	堀井	聖子君
野上浩太郎君	羽生田	平野	達男君
	藤井	牧野たかお君	基之君
	藤木	松下	新平君
	丸山	松山	政司君
	三原じゅん子君	丸山	和也君
	水落 敏栄君	水落	敏栄君
	柳本 卓治君	柳本	卓治君
	宮沢 洋一君	宮沢	洋一君
	宮本 周司君	宮本	周司君
	まさこ君	森	まさこ君
	山谷えり子君	山谷	えり子君
	山下 雄平君	山下	雄平君
	山田 俊男君	山田	俊男君
	吉田 博美君	吉田	博美君
	山本 順三君	山本	順三君
	渡辺義知太郎君	山本	順三君
	足立 信也君	石上	俊雄君
	有田 芳生君	有田	芳生君
	磯崎 哲史君	小川	勝也君
	風間 直樹君	大島	九州男君
	川合 孝典君	小西	洋之君
	古賀 之士君	古賀	之士君
	櫻井 充君	櫻井	賀津也君
田名部匡代君			

長浜	徳永	工利君
野田	國義君	博行君
白浜口	眞勲君	誠君
平山佐知子君	藤末健三君	舟山康江君
宮沢由佳君	牧山ひろえ君	矢田わか子君
吉川沙織君	秋野公造君	石川博崇君
河野義博君	佐々木さやか君	杉久武君
竹谷とし子君	佐々木さやか君	長沢広明君
長沢広明君	西田実仁君	宮崎勝君
西田実仁君	平木大作君	山口那津男君
平木大作君	若松謙維君	木戸口英司君
宮崎勝君	山本太郎君	又市征治君
山本太郎君	木戸口英司君	伊波成文君
木戸口英司君	松沢成文君	伊波洋一君
松沢成文君	又市征治君	郡司彰君
又市征治君	岩渕友君	吉良よし子君
岩渕友君	小池晃君	反対者氏名

市田	忠義君	鉢呂	羽田雄一郎君	那谷屋正義君
紙	智子君	吉雄君	喜史君	難波獎二
倉林	明子君	喜史君	哲郎君	喜史君
田村	智子君	喜史君	幸久君	喜史君
		勇一君	輝彦君	喜史君
		正士君	真治君	喜史君
		一郎君	穏君	喜史君
		一郎君	舫君	喜史君
		正士君	孝江君	喜史君
		弘美君	里見	喜史君
		隆治君	熊野	喜史君
		秀規君	高瀬	喜史君
		昌良君	新妻	喜史君
		信祐君	谷合	喜史君
		克夫君	浜田	喜史君
		香苗君	三浦	喜史君
		信	矢倉	喜史君
		君	山本	喜史君
		一	横山	喜史君
		愛君	福島みずほ君	喜史君
			アトコ猪木君	喜史君
			和田政宗君	喜史君
			慶子君	喜史君
			和之君	喜史君

日程第四 特別職の職員の 部を改正する法律案(内閣填 賛成者氏名)	東	仁比 聰平君	大門実紀史君
足立 敏之君	石井 苗子君	片山虎之助君	藤巻 健史君
愛知 治郎君	青山 繁晴君	清水 貴之君	渡辺 喜美君
朝日健太郎君	石井 浩郎君	芭師寺みちよ君	
井原 巧君	石井みどり君		
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君		
岩井 茂樹君	上野 通子君		
大家 敏志君	衛藤 晟一君		
大野 泰正君	小野田紀美君		
岡田 直樹君			
片山さつき君			
木村 義雄君			
こやり隆史君			
上月 良祐君			
佐藤 啓君			
自見はなこ君			

辰巳孝太郎君	山下 芳生君	片山 石井	浅田 均君	大介君
室井 邦彦君	儀間 光男君	高木かおり君	行田 邦子君	
阿達 雅志君	赤池 青木	井上 一彦君	青木 一彦君	阿達 雅志君
誠章君	石井 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	儀崎 昌宏君
陽輔君	石田 景嶋	小川 尾辻	宇都 隆史君	今井繪理子君
	潔君	克巳君	隆史君	隆史君
北村 経夫君	太田 房江君	秀久君	隆史君	隆史君
古賀友一郎君	岡田 広君			
鴻池 祥肇君				
佐藤 昭子君				
島田 三郎君				

官報 (号外)

平成二十八年十一月十六日

參議院會議錄第十一号

投票者氏名

島村 大君 末松 信介君
そのだ修光君 高野光二郎君 滝沢 武見 塚田 敬三君 堂故 求君
豊田 一郎君 豊田 俊郎君 豊田 茂君 渡邊 美樹君
中川 中西 二之湯 中西 祐介君 中川 雅治君 高野光二郎君
西田 長谷川 西田 昌司君 西田 哲郎君 滝沢 武見
福岡 古川 藤川 野村 長谷川 藤川 野村 美樹君
舞立 松川 古川 松村 岩村 岩村 美樹君
福岡 藤川 野村 長谷川 藤川 野村 美樹君
資麿君 政人君 哲郎君 哲郎君 美樹君
昇治君 俊治君 岳君 岳君 美樹君
昇治君 俊治君 岳君 岳君 美樹君
喜文君 伸吾君 亨君 亨君 美樹君
顕正君 伸吾君 亨君 亨君 美樹君
元榮太一郎君 宮島 溝手 三宅 丸川 丸川 珠代君
山崎 森屋 田中 三木 三木 三木 亨君
山田 山本 修路君 正昭君 宏君 宏君 亨君
吉川 ゆうみ君 渡辺 猛之君 一太君 一太君 一太君 美樹君

相原久美子君	伊藤孝惠君	石橋通宏君	孝君
川田龍平君	小川敏夫君	大野元裕君	
小林正夫君	斎藤嘉隆君	芝嘉隆君	
徳永秀哉君	杉尾博一君	長浜工利君	
野田博文君	白誠君	浜口國義君	
長浜博行君	眞勲君	藤末健三君	平山佐知子君
野田國義君		舟山康江君	藤末康江君
長浜博文君		牧山ひろえ君	浜口國義君
野田博文君		宮沢由佳君	藤末由佳君
長浜博文君		矢田わか子君	吉川沙織君
長浜博文君		秋野公造君	河野義博君
西田久武君		佐々木さやか君	川石博崇君
西田実仁君		佐々木さやか君	吉川公造君
平木大作君		竹谷とし子君	吉川沙織君
宮崎廣明君		佐々木さやか君	河野義博君
山本久武君		杉久武君	川石博崇君
山本勝君		西田実仁君	吉川公造君
若松謙維君		大作君	吉川沙織君
若松謙維君		宮崎廣明君	河野義博君
若松謙維君		山本久武君	川石博崇君
若松謙維君		山本久武君	吉川公造君

有田	石上	芳生君
磯崎	小川	勝也君
大島	大島	俊雄君
九州	九州	哲史君
男君	男君	
風間	川合	孝典君
直樹君	古賀	之士君
洋之君	小西	充君
櫻井	古賀	
榛葉賀津也君	那谷屋正義君	
田名部匡代君	難波	獎二君
羽田雄一郎君	羽田雄	一郎君
鉢呂	吉雄君	
浜野	喜史君	
福山	増子	輝彦君
藤田	真山	勇一君
森本	柳田	哲郎君
增子	蓮	幸久君
眞治君	伊藤	祐一郎君
轟	魚住裕	孝江君
里見	熊野	隆治君
高瀬	谷合	正士君
新妻	弘美君	秀規君
浜田	昌良君	信祐君
矢倉	山本	克夫君
横山	香苗君	信一君
福島みづほ君	福島みづほ君	

賛成者氏名	反対者氏名	
	井上 哲士君	岩渕 友君
小池 晃君	大門 実紀史君	吉良よし子君
仁比 聰平君	山添 拓君	吉良よし子君
東 徹君	石井 苗子君	片山虎之助君
清水 貴之君	藤巻 健史君	渡辺 喜美君
木戸口 英司君	山本 太郎君	薬師寺みちよ君
足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君
朝日健太郎君	井原 巧君	石井 浩郎君
磯崎 猛君	石井 みどり君	石井 仁彦君
岩井 邦子君	茂樹君	

市田	忠義君	アントニオ猪四郎君
紙	智子君	中野 正志君
倉林	明子君	和田 政宗君
田村	智子君	糸数 麗子君
辰巳孝太郎君	山下 芳生君	山口 和之君
片山 均君	浅田 浅田	
石井 章君	石井 片山	
儀間 光男君	高木 かおり君	
室井 邦彦君	室井 高木	
青木 愛君	森 ゆうこ君	
行田 邦子君	行田 邦子君	

上野 通子君
衛藤 暁一君
小野田紀美君
大家 敏知君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
岡田 こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 啓君
自見はなこ君
島村 大君
末松 信介君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢 求君
武見 敬三君
豊田 塚田 堂故
中川 高茂君
中西 俊郎君
西田 延祐介君
二之湯 智君
野村 昌司君
中西 健治君
中西 祐介君
西田 善郎君
長谷川 岳君
古川 福岡
藤川 林
丸川 松村
珠代君 祥史君
るい君

江島	小川	金子原二郎君	北村	經夫君	北村	克巳君
尾辻	太田	秀久君	古賀友一郎君	祥翫君	鴻池	瀬君
大沼みすは君	房江君	佐藤	昭子君	佐藤	信秋君	克巳君
岡田	広君	山東	三郎君	山東	進藤金日子君	進藤金日子君
松下	丸山	関口	昌君	島田	高階恵美子君	高橋
松山	和也君	野上	浩太郎君	鶴保	克法君	滝波
牧野たかお君	新平君	中曾根弘文君	司君	徳茂	宏文君	柘植
堀井	政司君	中西	哲君	雅之君	芳文君	柘植
藤木	和也君	長峯	誠君	庸介君	君	高橋
橋本	基之君	羽生田	俊君	鶴保	徳茂	高橋
平野	眞也君	二之湯武史君	聖子君	高橋	高橋	滝波
野上	巖君	野上	達男君	徳茂	徳茂	柘植

平成二十八年十一月十六日

参議院会議録第十一号 投票者氏名

三木 伸吾君
三宅 溝手 順正君
元榮太一郎君
森屋 宮島 喜文君
元榮太一郎君
吉川 沢宮 喜文君
沙織君

三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮澤 宮本 洋一君
柳本 周司君
森 まさこ君

秋野 石川 公造君
河野 博崇君
佐々木さやか君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹谷とし子君
長沢 幸平君
西田 幸平君
平木 宮崎 幸平君
山口那津男君
大作君 実仁君
浜田 昌良君
谷合 新妻
高瀬 弘美君
里見 鮎住裕
熊野 正士君
伊藤 孝江君

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
吉良よし子君
小池 香苗君
浜田 信祐君
谷合 昌良君
高瀬 弘美君
里見 鮎住裕
熊野 正士君
伊藤 孝江君

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
吉良よし子君
小池 香苗君
浜田 信祐君
谷合 昌良君
高瀬 弘美君
里見 鮎住裕
熊野 正士君
伊藤 孝江君

二二三三名

阿達 雅志君

一彦君

青木 誠章君

赤池 義行君

石井 準一君

阿達 雅志君

二之湯 武史君

野上浩太郎君

羽生田 俊君

橋本 聖子君

平野 達男君

藤井 巍君

牧野たかお君

松山 政司君

丸山 基之君

野村 哲郎君

昌司君

芳正君

岳君

資麿君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

西田 昌司君

智君

二之湯 智君

西田 昌司君

哲郎君

芳正君

岳君

長谷川 岳君

珠代君

喜文君

申吾君

るい君

昇治君

政人君

舞立 昇治君

古川 優治君

林 勝治君

那谷屋正義君	難波 横二君	羽田雄一郎君	鉢呂 吉雄君	浜野 喜史君	福山 哲郎君	舟山 康江君	牧山ひろえ君	宮沢 由佳君	矢田わか子君	吉川 沙織君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	佐々木やすか君	杉 久武君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	宮崎 勝君	山口 那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	市田 忠義君	紙 昌子君	倉林 明子君	田村 智子君	辰巳孝太郎君	大門寒紀史君	仁比聰平君	小池 晃君	岩渕 友君	浜田 秀規君	三浦 信祐君	吉良よし子君	横山 信一君	井上 哲士君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	新妻 隆治君	里見 孝江君	鯨田 蓮	森本 柳田	藤本 墊子	真山 墊子	野田 長浜	白 国義君	浜口 佐知子君	平山佐知子君	和田 健三君	山口 勇一君	山口政宗君	郡司 洋一君	行田 邦子君	山本 太郎君	行田 邦子君	山本 太郎君	行田 �邦子君	山本 太郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------

反対者氏名

○名

人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十一月一日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十一月一日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十一月一日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

の狙いや期待する効果等についてもお示し下さい。

年度について、その実績をお示し下さい。
右質問する。

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議員有田芳生君提出人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 伊達 忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三

い。現在、政府が堅持しているストックホルム合意には、前記一人の人権教育・啓発に関する基本計画に加えられた「北朝鮮当局による拉致問題等で盛り込まれた人権人道課題以外に、昭和二十年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人の問題が取り上げられています。また、この合意では、調査は一部の調査のみを優先するのではなく、全ての分野について、同時並行的に行うことになつています。

政府には、ストックホルム合意に示された全人の人道課題について、今後、人権教育・啓発の場で様々な取組を行っていく用意がありますか。政府としては、この「人道に対する罪」と規定された北朝鮮内の過酷な人権侵害の実態について、人権教育・啓発の場で広く国民に周知する用意がありますか。

政府としては、この「人道に対する罪」と規定された北朝鮮内の過酷な人権侵害の実態について、人権教育・啓発の場で広く国民に周知する用意がありますか。

政府は、平成二十三年度から平成二十八年度までの間に限る)までの間、御指摘の「日本人妻問題」のみに焦点を当てた人権教育及び人権啓発に関する取組は行っていないが、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心いて、「日本人妻問題」を含めた「拉致問題」その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めたため、啓発冊子の配布等の取組を広く行っています。

五 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十七号)第三条の規定は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が人権尊重の理念に対する理解を深めることを求めているものと理解します。政府の各省庁の各部局(但し、出先機関を除く)において、この法律に則り、これまでに「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する職場内人権問題研修を実施した実績がありますか。また、「北朝鮮当局による拉致問題等」以外の人権課題に関する職場内人権問題研修を実施した実績がありますか。平成二十六年度と平成二十七

お尋ねの「今回が初めてという行事等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「政府が取り組もうとしている行事等」として、「拉致問題」その他の北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めたため、シンポジウムの開催、啓発冊子の配布等の取組を広く行う予定である。

三についてお尋ねについては、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第二条第三項等の規定に基づき、引き続き国民世論の啓発を図ることに努めてまいりたい。

四について

御指摘の「平成二十六年十一月以降の「北朝鮮人権状況決議」」の意味するところが必ずしも明らかではなく、平成二十六年十二月十八日(現地時間)以降に国際連合総会本会議及び国際連合人権理事会本会議において採択された各決議において言及されている国連調査委員会の報告書の個々の文言が意味するところについて、政府としてお答えする立場はないが、いずれにせよ、政府としては、拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第二条第三項等の規定に基づき、引き続き国民世論の啓発を図ることに努めてまいりたい。

五について

御指摘の「各部局」における「職場内人権問題研修」及び「北朝鮮当局による拉致問題等」以外の人権課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年度及び平成二十七年度には、各省庁において、「北朝鮮当局による拉致問題等」を含め、「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成十四年三月十五日閣議決定)に掲げる各人権課題に関する研修を実施した例がある。

千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十八年十一月二日

参議院議長 伊達 忠一 殿 伊波 洋一

千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問主意書
本年九月二日の宮古島市役所における若宮防衛副大臣の市長面談および記者会見報道映像(以下「報道映像」という)、九月六日の稻田防衛大臣の

会見概要(以下「大臣会見概要」という)、九月二十日の千代田住民説明会(以下「千代田説明会」という)に関する、以下、質問する。

一千代田カントリークラブ(沖縄県宮古島市上野原)について、本年八月二十九日の琉球新報によると、市は市長名の文書で「私は議会の判断や配備計画の関係法令との適合性、地権者の意向や幅広い市民の意見を参考に、総合的に判断したい」と回答したとあるが、本年十一月一日現在、沖縄防衛局は関係法令との適合性確認ができる建設計画等を未提出であり、よつて、市も関係法令との適合性確認は不可能である。

つまり、千代田カントリークラブ陸自配備計画の関係法令との適合性は未確認であり、法律的には「決定地」ではありえないと考えるが、陸自駐屯地としての「候補地」なのか「決定地」なのか、政府見解を明らかにされたい。

二 前記一に対する政府見解が「決定地」であるとする場合、千代田カントリークラブに隣接する千代田部落・野原部落の反対決議(民意を無視した決定といふことになるが、それでよいか。この決定は、いつ、誰によってなされたものか、その判断の根拠を示されたい。

三 前記一に対する政府見解が「決定地」であるとする場合、本年六月十二日の第一回宮古島市住民説明会において、千代田カントリークラブ案に關しては白紙のまま未説明、旧大福牧場案に關しても説明不十分および計画不備のため市民の強い反発にあい撤回、同説明会で沖縄防衛局ホームページ上で答えるとしていた事前質問に対する回答も未掲載であるが、宮古島全市民に對する説明責任の履行状況を、説明会や広報等の具体的な実績を挙げて詳細に示されたい。

四 前記一に対する政府見解が「候補地」であるとする場合、前記一の市長文書の「私は議会の判断や配備計画の関係法令との適合性、地権者の意向や幅広い市民の意見を参考に、総合的に判断したい」に基づく市長の総合的判断および承認が「決定地」となる必要条件であるが、沖縄防衛局は土地取得業務を、「決定地」になるまで実施しないということでよいか、政府の見解を示されたい。

五 報道映像において、若宮防衛副大臣は「ミサイル配備については昨今の安全保障環境が厳しい状況なので配備させて頂く形になる」とし、記者からの「(大福牧場には当初誘導弾を保管する火薬庫の配備が予定されていたが)大福の代替地は断念したのか、探しているのか」との質問に対して、「市側と相談させていただき」と回答している。市民は、この回答を、「千代田カントリークラブ以外の市内の駐屯地に弾薬庫(火薬庫)を配備する」という意味であると受け取ると思われるが、それでよいか。

六 大臣会見概要では「Q・関連しまして、中期防に南西地域への陸上自衛隊配備というものが明記されていると思うのですが、それではどうも、この陸上自衛隊・宮古島への配備というのは、今の中期防の中で終えられるということには変わりないのでしょうか。A・安全保障上、また、中期防に書かれていることについては、しつかり取組んでまいりたいと思います。」とある。市民は、この稻田防衛大臣の回答を、「中期防推進のため千代田カントリークラブを含む市内の駐屯地に弾薬庫(火薬庫)を配備する」という意味であると受け取ると思われるが、それでよいか。

七 報道映像における若宮防衛副大臣の「火薬庫についてはもともと旧大福牧場で検討していたので、現段階では特に千代田の方の中では作る予定はない」という発言に宮古島市民は大変戸惑っている。同副大臣が「現段階ではない」といくら強く断言されても、将来は分からぬといふ予定はない。そこで、千代田の方の中では作る予定はない」という発言に宮古島市民は大変戸惑っている。同副大臣が「現段階ではない」という不安を市民は払拭できないでいる。そこで質問する。市民は、この発言を、「将来、千代田に火薬庫を配備する可能性がある」との政府見解であると受け取ると思われるが、それでよいか。

八 前記七のとおり、現段階では・千代田カントリークラブに予定される駐屯地には火薬庫を設置しないということである。周辺住民が危惧しているのは爆発現象を伴う火薬物質や毒物汚染リスクのある化合物質である。小さい銃弾も多数保存すれば爆発の際の影響は無視できない。特に、毒物薬品類は些細な事故でも地下水や大気を汚染しかねないので、民家にほぼ隣接する千代田カントリークラブでの保管に関しては、全住民が反対している。そこで、千代田カントリークラブに予定される駐屯地に保管しない予定の火薬類、保管する予定の火薬類のリストを示されたい。

九 当初、千代田カントリークラブには、沖縄本島から、沿岸監視部隊が配備されている与那国島などへの空輸機能を拡充するため、中継地点、展開拠点としてヘリポートを設置する予定だった。しかし、報道映像において、記者から「ヘリパッドを造ることはないか」との質問に對して、若宮防衛副大臣は「ないです」と回答している。市民は、この回答を、前記七と同じく、「将来、千代田カントリークラブに予定される駐屯地にヘリパッドを設置する可能性がある」との政府見解であると受け取ると思われるが、それでよいか。

十 報道映像において、記者からの「オスプレイの配備は防衛省に出でましたけど、予定はないか」との質問に対し、若宮防衛副大臣は「ないです」と回答している。市民は、この回答を、前記七及び九と同じく、「将来、オスプレイを千代田カントリークラブに予定される駐屯地に飛来させる可能性がある」との政府見解であると受け取ると思われるが、それでよいか。

十一 本年九月三日の琉球新報の報道では、「緊急時は航空自衛隊宮古島分屯基地にあるヘリポートの使用を検討」とあるが、このヘリポートにオスプレイが発着することはあるか。

十二 オスプレイ離発着のための耐荷重を航空自

衛隊宮古島分屯基地のヘリポートは満たしているのか。

十三 オスプレイ離発着のためのヘリポート耐荷重(設計強度)をトン単位で示されたい。

十四 水陸機動団などの自衛隊が宮古島および周辺海域において訓練する場合、オスプレイは必要か否か、政府の見解を示されたい。

十五 前記十四に対する政府見解が「必要」である場合、千代田カントリークラブに予定される駐屯地のみならず航空自衛隊宮古島分屯基地において、現段階では一時的なオスプレイ訓練配備の予定がなくとも、市民は、オスプレイの配備について「将来は可能性がある」と受け取ると思われるが、それでよい。

十六 千代田説明会では、若宮防衛副大臣と同様、沖縄防衛局企画部の池田次長も千代田カントリークラブへのヘリポートの設置は「現段階では予定はない」という回答に終始した。これにより、千代田部落住民はじめ宮古島市民に「将来は可能性がある」という不安を強く与えることになった。そこで、この不安を払拭する手段として「覚書」のような書面での確約を得ることを検討すると池田次長は回答した。ついで、政府として池田次長に事実確認したうえ、「千代田カントリークラブ駐屯地には、弾薬庫、ヘリポートは一切設置しない」という主旨の覚書を宮古島市および千代田部落、野原部落と締結する意思があるのか否か政府の見解を示されたい。また、覚書を締結する場合、その効力は最低でも半世紀程度は必要と思うが、この効力期限に対する政府見解も示されたい。

十七 「宮古島市国民保護計画」十三頁には「市民保護計画が対象とする事態」として「弾道ミサイル攻撃」が明記されている。市民は、千代田カントリークラブを自衛隊駐屯地とした場合、国際法上の軍事目標となり、弾道ミサイルが着弾する可能性があると受け取ると思われるが、それでよいか。

十八 「宮古島市国民保護計画」三十二頁では、千代田カントリークラブに予定される駐屯地に弾道ミサイルが着弾した場合を想定して、「市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、宮古島海上保安署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、別途観光客や屋間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターんをあらかじめ作成する。」と記されている。ところが、宮古島市はこの作成義務を放置したままであることを政府も確認している。自衛隊を駐屯させることで軍事目標となる千代田カントリークラブに関する、宮古島市長は、自衛隊駐屯地の建設は関係法令との適合性を確認した後承認するとしている。市長のいう「関係法令」には、国民保護法が含まれていることから、市民は、自衛隊配備決定前に政府は必ず同法及び同法に基づき作成された同計画を即時一括償還できるか。できるとすれば、その法的根拠を示されたい。

十九 「宮古島市国民保護計画」十三頁の「市国民保護計画が対象とする事態」に記されている、「着上陸侵攻」、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「航空攻撃」についても、前記十八の弾道ミサイルが着弾した場合と同様、市民は、自衛隊配備決定前に政府は必ず同法及び同法に基づき作成された同計画との適合性を宮古島市に確認させ、同市と協働してでも同計画に基づく避難実施要領のパターんを同市に事前に作成させるものと受け取ると思われるが、それでよい。

二十 「宮古島市国民保護計画」十三頁の「市国民保護計画が対象とする事態」により民間に被害が生じた場合、例えば、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃等により、千代田カントリークラブに予定される駐屯地周辺の民家が物的被害を受けた場合、これらの民家損害について、平時ににおける公正な査定金額という意味で、全額を即時一括償還できるか。できるとすれば、その法的根拠を示されたい。

二十一 「宮古島市国民保護計画」十三頁の「市民保護計画が対象とする事態」により民間に死傷者が生じた場合、例えば、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃等により、千代田カントリークラブに予定される駐屯地周辺の住民が死亡あるいは負傷した場合、これらの人身被害について、平時ににおける公正な査定金額という意味で、全額を即時一括償還できるか。できるとすれば、その法的根拠を示されたい。

二十二 前記二十および二十一において法的根拠が示せない場合、千代田カントリークラブに予定される駐屯地周辺の千代田部落や野原部落の家屋土地などの財産消失および両部落に住む老若男女の生命損害に対して補償制度もないままに国際法上の軍事目標を設置するということになるが、「宮古島市国民保護計画」の対象となつている弾道ミサイルが千代田カントリークラブに予定される駐屯地周辺に着弾する可能性は無いと言い切れるのか。言い切れるとすれば、その根拠を示されたい。言い切れないのであれば、市民は、千代田カントリークラブに予定される駐屯地周辺も弾道ミサイル攻撃を受ける可能性があるものと受け取ると思われるが、それでよい。

二十三 本年六月二十三日の宮古毎日新聞によるところ、「宮古島市国民保護計画」十三頁の「市国民保護計画が対象とする事態」により民間に被害が生じた場合、例えば、弾道ミサイル攻撃や航空攻撃等により、千代田カントリークラブへの配備について、沖縄防衛局の井上局長は「千代田については使っていくことになるので用地取得に係る手続きになる。場所については決まっているがその中身については今後になる」との見解を示したところ、那覇地方裁判所平良支部平成二十六年(カ)第七号にかかる競売物件情報(入札期間平成二十七年六月二十四日から平成二十七年七月一日)によれば、陸自駐屯地候補地である千代田カントリークラブの土地の売却基準額は一億六千三百三万円であるが、この千代田カントリークラブの土地取得費用は、平成二十八年度の宮古島の用地取得のための予算額(百八億円)のうち、およそ何億円を予定しているのか示されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員伊波洋一君提出千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参考

参議院議員伊波洋一君提出千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一 及び二について

お尋ねの「決定地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省では「中期防衛力整備計画(平成二十六年度~平成三十年度)」(平成二十五年十二月十七日閣議決定)に基づき、南北地域の防衛態勢強化の検討を進める中で、宮古島を自衛隊の部隊の配置先の有力な候補地と考えていたことから、平成二十六年六月及び同年十一月、同島内において、様々な観点から現地調査を実施し、その結果等を踏まえ、平成二十七年五月、左藤章前防衛副大臣から下地敏彦宮古島市長に対し、大福牧場及び千代田カントリークラブが陸上自衛隊の部隊の配置先候補地であることを説明したものの、平成二十八年六月、宮古島市議会において、同市長から防衛省が計画している旧大福牧場周辺について、市民及び多くの議員の水道水源である地下水汚染への懸念等が表明されたことを真摯に受けとめ、旧大福牧場周辺での大型工事が実施

された場合、水道水源への影響はないとは言い切れない」と判断し、同地域での施設の建設は認めないといたしました。宮古島への自衛隊配備については、「市民の生命、財産を守り、かつ日本国の平和の安定的維持、国土の保全及び国民の安全を確保する観点から、必要であると考えています。新たな配備場所については、今後防衛省が検討していくものと考えています。」

「う発言があつたことから、同省において配備先候補地について改めて検討した結果、千代田カントリークラブに駐屯地を開設し、隊舎、倉庫、宿舎等の施設を整備することとし、同年九月、若宮健嗣防衛副大臣から同市長に対して、千代田カントリークラブにおける施設配置案について説明を行つたところであり、同市長からは、千代田カントリークラブにおける施設配置案に関する、関係法令に基づく申請等が宮古島市に提出されれば、その内容を精査して迅速に処理する旨の発言があつたところである。

三について

お尋ねの「決定地」及び「宮古島全市民に対する説明責任の履行状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「事前質問に対する回答」については、平成二十八年十月十七日に沖縄防衛局ホームページに掲載している。

また、同年六月十二日及び同年十月十八日、宮古島市民を対象に「宮古島市への陸上自衛隊配置に係る住民説明会」を開催するとともに、宮古島への陸上自衛隊の部隊の配置に係る取組状況について、沖縄防衛局広報誌第一五二号、第一五八号及び第一六五号に掲載している。

四について

お尋ねの「決定地」及び「土地取得業務」の意味するところが必ずしも明らかではないが、千代田カントリークラブについては、平成二十八年九月、若宮健嗣防衛副大臣から下地敏彦宮古島

市長に対して、千代田カントリークラブにおける施設配置案について説明を行い、同市長から千代田カントリークラブにおける施設配置案に閲して、関係法令に基づく申請等が宮古島市に提出されれば、その内容を精査して迅速に処理する旨の発言があつたことから、同月、千代田カントリークラブに用地取得を行うために必要な手続として「宮古島駐屯地(仮称)用地測量業務等の入札公告を行つてある。

五から七まで、九及び十六について

現時点で、千代田カントリークラブに地対艦誘導弾及び地対空誘導弾を保管する火薬庫及び「覚書」を締結する必要はないと考えている。また、地対艦誘導弾及び地対空誘導弾を保管する火薬庫については、千代田カントリークラブ以外の場所に配置することになるが、具体的な配置場所については現在検討中である。

八について

現時点で、千代田カントリークラブには、警備等に必要な小銃弾等を関係法令に基づき安全に保管するための保管庫を整備する計画であるものの、当該保管庫において保管する具体的な火薬の種類等については、これを明らかにする。

九について

ことは自衛隊の能力等が明らかになることになる。ながらの、お答えすることは差し控えたい。

十から十二までについて

現時点で、陸上自衛隊に導入する垂直離着陸機V-22オスプレイ(以下「V-22」という)の具体的な運用の計画はなく、また、航空自衛隊宮古島分屯基地のヘリポートにおいてV-22を離着陸させるための技術的な検討は行つてない

十三について

お尋ねの「ヘリポート耐荷重」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ヘリポートの設計に必要なV-22に関する諸元については、

これを明らかにすることにより、今後の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

十四について

水陸機動団の運用のための訓練には、V-22を使用することも想定されるが、具体的な訓練の内容について、現時点でお答えすることは困難である。

十五について
御指摘の「一時的なオースブレイ訓練配備」の意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で宮古島にV-22を配備する計画はなく、将来的な配備についての検討も行つていない。

十六について
お尋ねの宮古島への自衛隊の部隊の配置については、我が国への攻撃を抑止する効果を高めるものであると考えている。

十七及び二十二について
また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号、以下「国民保護法」という)第三十二条第一項に規定する国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という)においては、弾道ミサイル攻撃を武力攻撃事態の一類型として想定しているところである。

十八及び十九について
お尋ねの「同法及び同法に基づき作成された同計画との適合性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十八年十月二十一日内閣参賀一九二第一九号)四から八までについてでお答えしたとおり、避難実施要領のバターンについて、基本指針において、市町村が複数の避難実施要領のバターンを作成しておこよう努めるとしている

ものであり、避難実施要領のバターンを作成していないこと 자체が国民保護法に違反するものではない。

また、お尋ねの「同市と協働」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として

は、武力攻撃事態等における避難実施要領により迅速な策定のために、今後とも引き続き、未事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という)第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう)及び緊急対処事態(事態対処法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態をいう)における国民の被害には様々な場合があり、個別具体的な判断が必要と考えている。いずれにせよ、このような被害に対する補償の問題については、当該事態終了後に政府全体で検討すべきものと考えている。

二十及び二十一について
武力攻撃事態(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という)第二

条第二号に規定する武力攻撃事態をいう)及び緊急対処事態(事態対処法第二十二条第一項に規定する緊急対処事態をいう)における国民の被害には様々な場合があり、個別具体的な判断が必要と考えている。いずれにせよ、このような被害に対する補償の問題については、当該事態終了後に政府全体で検討すべきものと考えている。

二十二について
千代田カントリークラブの用地取得に係る予算額については、これを明らかにすることにより、今後の地権者との用地交渉に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた。お尋ねの「同法及び同法に基づき作成された同計画との適合性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成二十八年十月二十一日内閣参賀一九二第一九号)四から八までについてでお答えしたとおり、避難実施要領のバターンについて、基本指針において、市町村が複数の避難実施要領のバターンを作成しておこよう努めるとしているものであり、避難実施要領のバターンを作成していないこと 자체が国民保護法に違反するものではない。

二十三について
山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十八年十一月二日
参議院議長 伊達 忠一 殿 小西 洋之

山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問主意書
山本有二農林水産大臣は、本年十月十八日の会合において、環太平洋パートナーシップ協定の承認案等を審議する衆議院環太平洋パートナーシッ

本協定等に関する特別委員会をめぐり「野党が必ず強行採決するだろ」と総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める旨発言したところ、翌十九日の同特別委員会において、「昨日、私の発言で皆様に御迷惑をおかけいたしましたことをおわびを申し上げます。この発言の趣旨は、この委員会におきまして御質問のございました強行採決に関しまして、私は、あくまで採決は国会でお決めになることであるという意をお伝えしたかったものでございます。いずれにいたしましても、この発言を撤回し、おわびを申し上げます。」と答弁した上で、「当然、委員会に對して責任を感じております。」と答弁している。ところが、本年十一月一日の東京都内での会合で「こないだ冗談を言つたら首になりそうになつた旨発言したところである。

以下、これについて質問する。

一 安倍内閣の認識する議院内閣制の趣旨について説明されたい。

二 政府として、山本有二農林水産大臣の「野党が必ず強行採決するだろ」と総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める旨の発言は、議院内閣制の趣旨に照らし、どのような問題を有していると考えるか。なぜ、安倍内閣総理大臣はこのような暴言を行つた大臣を即刻罷免しなかつたのかを含め、政府の認識するところを網羅的かつ詳細に説明されたい。

三 政府として、山本有二農林水産大臣の「野党が必ず強行採決するだろ」と総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める旨の発言は、議院内閣制の趣旨に照らし、いわゆる冗談に該当し得るものと考えているのか。

四 政府として、十月十九日の衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、「この発言を撤回し、おわびを申し上げます」及び「当然、委員会に対して責任を感じ

ております」と答弁した山本有二農林水産大臣が、舌の根も乾かぬうちに短期間にございました冗談を言つたら首になりそうになつた旨発言したことについてどのように考えて

いるか。

五 議院内閣制の趣旨に照らし、安倍内閣総理大臣は「こないだ冗談を言つたら首になりそうになつた」とまで発言した山本有二農林水産大臣を即刻罷免しなければならないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。なお、仮に罷免しない場合は、罷免しないことが議院内閣制の趣旨に照らしても許されると考える理由について具体的かつ網羅的に説明されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問に対する答弁書

一について

議院内閣制とは、議会と政府とを分立させつつ、政府の存立を議会の信任に依存させる統治制度であると考えている。

二、三及び五について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることができ難である。

四について

御指摘の山本農林水産大臣の発言については、不用意なものであつたと考えており、本人も当該発言を撤回し、謝罪している。

五 塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

六 平成二十八年十一月四日 川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する質問主意書

二〇一六年三月二十八日 塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)以下「本注射液」という。の製造販売が承認された。ラジウム223はアルファ線放出核種であり、本注射液は戦後初めて国内で使用が許可されたアルファ線放出医薬品となる。ラジウム223の親核種は吸入採取時の危険性が核種中最も高いアクトニウム227(アルファ線放出核種)であり、アクトニウム227が本注射液に不純物として含まれることが避けられない。従つて本注射液の取扱や廃棄には最大の注意を払わなければならないものと考える。以上の観点から以下質問する。

一 本注射液が医薬品として承認されるまでの経緯を示されたい。また本注射液を承認した審議会名とその議事録の所在を示されたい。

二 本注射液の製造方法について原料から製品が完成するまでを具体的に示されたい。原料となる核種と生成核種の各々について半減期と経口摂取並びに吸入採取した場合の実効線量係数を示されたい。

三 本注射液に原料の親核種であるアクチニウム227が混入することが避けられないが、許容濃度は何%とされているのか。また、その検査方法は確立されているのか、使用先の医療機関で検査可能なのかそれぞれ示されたい。

四 取した場合の実効線量係数を示されたい。

五 本注射液のラジウム223の放射能濃度は幾らか。仮に体重六十キログラムの成人に上限回数まで使用した場合のラジウム223の注入量とこれによる内部被ばく量(ミリシーベルト)を示されたい。この場合において、親核種のアクチニウム227やトリウム227が本注射液に上限許容濃度まで含まれていた場合、内部被ばく量(ミリシーベルト)は幾らか示されたい。これらの中の内部被ばく量(ミリシーベルト)の合計は公衆被ばくの線量限度(年一ミリシーベルト)の何年分になるのか示されたい。

六 二〇〇五年六月一日に改正される前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令及び同法施行規則による「放射線を放出する同位元素の数量を定める件」によるアルファ線放出核種は最も危険度が高い第一群に指定され、規制の基準となる数量は三・七キロベクレルとされていた。この時の規定によると本注射液を一回でも投与された人はこの基準を超えてしまうため、本注射液及びその汚染物は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の対象物であったと思われるが、患者の排泄物の処理、患者の隔離や入院部屋の表示、患者家族などへの対応は、現在ではどの法律に基づきどのように行われているのか示されたい。

七 医療現場で本注射液の保管、使用、使用済み容器や注射針などの廃棄物の保管等による汚染が憂慮される。本注射液一滴(〇・〇五ミリリットル)に含まれるラジウム223の放射能量は幾らか示されたい。一滴でも漏らすと汚染が広がるのではないかと思われるが、医師・看護師などによる汚染時の管理や取扱対応はどのようになっているのか示されたい。

八 本注射液に関わる使用済み容器や注射針などの廃棄物はどこで、どのように処理、処分されるのか事業者名などを挙げ具体的に示されたい。

九 仮に本注射液を投与した患者の遺体や使用済み容器や注射針などの廃棄物が焼却されるようなことになれば、ラジウム223やその娘核種、不純物として含まれるアクチニウム227やトリウム227が環境に放出される。特にアクチニウム227は一ベクレルを吸收入すると最大で〇・六三ミリシーベルトもの被ばくをする」とされており(核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)、二ベクレル吸收入しただけで公衆被ばくの線量限度を超えてしまう。そのようなものを含む遺体や廃棄物を焼却することは危険であり、取扱には最大の注意を払わなければいけないと考えるが、政府の見解を示されたい。

十 このような危険なアルファ線放出医薬品の販売を国内で承認することは、医療現場を混乱させ、不用意な取扱や焼却処理、埋設処分により放射能汚染を広げることになると思われる。販売承認を見直す必要があるのではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

について

お尋ねの「経緯」としては、塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(以下「本注射液」という)については、バイエル薬品株式会社が、平成二十七年四月二十四日に、厚生労働大臣に対し医

薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という)第十四条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認の申請を行つたものである。その後、平成二十八年二月二十六日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第一部会において、本注射液の製造販売の承認の可否等について審議が行われたものである。

れ、本注射液の製造販売を承認して差し支えないとされたため、厚生労働大臣が同年三月二十八日に本注射液の製造販売を承認したものである。

お尋ねの「本注射液を承認した審議会名とその議事録の所在」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本注射液の製造販売の承認の可否等について審議した薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第一部会の議事録は、厚生労働省のホームページにおいて公表されている。

二について

お尋ねの「本注射液の製造方法」及び「原料と

なる核種と生成核種」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第四十二条第一項の規定に基づき、保健衛生上特別の注意を要する医薬品につき、その製法等に関する基準として告示された放射性医薬品基準(平成二十五年厚生労働省告示第八十三号。以下「放射性医薬品基準」という)中本注射液の製法の基準を定めている第四中四十五の項製法の目において、本注射液はアクチニウム227を原料とし、その

構成成分は、塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(製品名ゾーフィゴ静注)に関する質問に対する答弁書

について

お尋ねの「経緯」としては、塩化ラジウム(ラジウム223)注射液(以下「本注射液」という)については、バイエル薬品株式会社が、平成二十七年四月二十四日に、厚生労働大臣に対し医

も明らかではないが、丸善出版株式会社が発行している「理科年表」(以下「理科年表」という)によると、アクチニウム227の物理的半減期は二十一・七七年であり、ラジウム223の物理的半減期は十一・四三日である。

お尋ねのアクチニウム227の「経口摂取並びに吸入摂取した場合の実効線量係数は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成十二年科学技術庁告示第五号)において定めている。アクチニウム227を経口摂取した場合の実効線量係数は一万分の十一ミリシーベルト毎ベクレルと、吸入摂取した場合の実効線量係数は、

ドンニ一九、ポロニウム二一五、アスタチン二一五、鉛二一、ビスマス二一一、ポロニウム二一一及びタリウム二〇七である。お尋ねの「半減期」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該娘核種の物理的半減期は、理科年表によると、ラドンニ一九が三・九六秒、ボロニウム二一五が〇・〇〇一七八一秒、アスタチンニ一五が〇・〇〇〇一一秒、鉛二一が三十分、ビスマス二一一が二・一四分、ポロニウム二一一が〇・五一六秒及びタリウム二〇七が四・七七分である。当該娘核種の経口摂取した場合の実効線量係数は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件において、アスタチンニ一五について百兆分の二ミリシーベルト毎ベクレル、鉛二一について一億分の十八ミリシーベルト毎ベクレル、ビスマス二一一について十億分の十二ミリシーベルト毎ベクレル、タリウム二〇七について百億分の七十一ミリシーベルト毎ベクレルと定めており、ラドンニ

一九、ボロニウム二一五及びポロニウム二一一について十億分の十二ミリシーベルト毎ベクレル、タリウム二〇七について百億分の七十一ミリシーベルト毎ベクレルと定めており、ラドンニ

一九、ボロニウム二一五及びポロニウム二一一の経口摂取した場合の実効線量係数は定めていない。当該娘核種の吸入摂取した場合の実効線量係数は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件において、水素等のアスタチン化物等の化学形等であるアスタチンニ一五について十兆分の五十一ミリシーベルト毎ベクレル、ベリリウム等のアスタチン化物等の化学形等であ

り、このため、厚生労働大臣が定める本注射液の製法において、原料となる核種はアクチニウム227の放射能はラジウム223の放射能の〇・〇一四パーセント以下とすることができる。

お尋ねの「半減期」の意味するところが必ずしも明確ではないが、放射性医薬品基準中本注射液の品質の基準を定めている第四中四十五の項純度試験の目において、検定日において、アクチニウム227の放射能はラジウム223の放射能の〇・〇一四パーセント以下とするこれを定めている。

お尋ねの「検査方法」については、同目において

るアスタチン二一五について十兆分の五十二ミリシーベルト毎ベクレル、鉛二一一について千万分の五十六ミリシーベルト毎ベクレル、硝酸ビスマスの化学形等であるビスマス二一一について千万分の十五ミリシーベルト毎ベクレル、硝酸ビスマス以外のビスマス化合物の化学形であるビスマス二一一について千万分の十八ミリシーベルト毎ベクレル及びタリウム二〇七について百億分の六十二ミリシーベルト毎ベクレルと定めており、ラドン二一九、ボロニウム二一五及びボロニウム二一一の吸入摂取した場合の実効線量係数は定めていない。

五について

お尋ねの「放射能濃度」及び「上限回数まで使いた場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本注射液の添付文書によると、本注射液は、五・六ミリリットルバイアル中、検定日において塩化ラジウム(ラジウム二二三)としてラジウム二二三を六千百六十キロベクレル含有する製剤であり、骨転移のある去勢抵抗性前立腺がんに患している成人に対し、通常、一回当たり五十五キロベクレル毎キログラムを四週間隔で最大六回まで、緩徐に静脈内投与することとされている。このため、体重六十キログラムの成人には、通常、本注射液を投与することにより一回当たり三千三百キロベクレルが投与されることとなるため、六回投与した場合には、お尋ねのラジウム二二三の「注入量」は延べ一万九千八百キロベクレルとなる。

お尋ねの本注射液を使用した場合のラジウム二二三、アクチニウム二二七及びトリウム二二七(以下「ラジウム二二三等」という。)の「内部被ばく量」及び「内部被ばく量」の合計は公衆被ばくの線量限度・・・の何年分になるのかについては、腫瘍の大きさや体内でのラジウム二二三の分布には個人差があること、体内でのアクチニウム二二七及びトリウム二二七の分布が不明であること、ラジウム二二三等が体外に

排せつされることも考慮する必要があること等から、正確な内部被ばく線量を算出することはできないため、いずれのお尋ねについてもお答えすることは困難である。

六について

本注射液及び本注射液による汚染物については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)第一条第二号の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)の適用除外とされており、病院等における本注射液を含む診療に用いる放射線の防護については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)、以下「規則」という。等において定めている。

お尋ねの「患者の排泄物の処理」については、規則第三十条の十四の規定において、診療用放射性同位元素規則第二十四条第八号に規定する「診療用放射性同位元素」という。の廃棄は、規則第三十条の十一第一項の規定により構造設備の基準を定める廃棄施設(以下「廃棄施設」という。)において行なわなければならないと定めている。また、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言(以下「技術的助言」という。)である「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成十三年三月十二日付け医薬発第百八十八号厚生省令)においては、「医療法施行規則第三十条の十一第一項第二号に規定する排水設備により廃棄することと等を示している。

お尋ねの「患者の排泄物の処理」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先に述べたとおり、指針においては、放射性医薬品を投与された患者を介護する家族等が受ける放射線の安全性に配慮している。

素等により治療を受けている患者(以下「放射線治療患者」という。)については、規則第三十条の十五第一項の規定において、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合を除き、放射線治療病室(規則第二十条の十二に規定する放射線治療病室をいう。以下同じ。)以外の病室に入院させてはならないことを、また規則第三十条の十五第二項の規定において、放射線治療病室に放射線治療患者以外の患者を入院させてはならないことを定めている。加えて、技術的助言である「放射性医薬品を投与された患者の退出について」(平成十年六月三十日付け医薬安発第七十号厚生省医薬安全局安全対策課長通知)別添「放射性医薬品を投与された患者の退出に関する指針」(以下「指針」という。)において、放射性医薬品診療用放射性同位元素のうち、法第二条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物を除くものをいう。以下同じ。)を投与された患者から公衆及び自発的に当該患者を介護する家族等が受けた放射線の安全性に配慮する必要があることから、放射性医薬品を投与された患者が放射線治療病室等から退出することが認められる放射性医薬品の最大投与量等の基準等を示している。

お尋ねの「入院部屋の表示」については、規則第三十条の十二第二号の規定において、放射線治療病室の構造設備の基準として、放射線治療病室である旨を示す標識を付することを定めている。

お尋ねの「患者家族などへの対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先に述べたとおり、指針においては、放射性医薬品を投与された患者を介護する家族等が受ける放射線の安全性に配慮している。

お尋ねの「本注射液一滴(○・〇五ミリリットル)に含まれるラジウム二二三の放射能量について」(以下「協会」という。)を指定しているが、協会における廃棄の場所、方法等については、今後協会において検討される予定であると承知している。

液は、一ミリリットル中、検定日において塩化ラジウム(ラジウム二二三)としてラジウム二二三を千百キロベクレル含有するとされていることから、〇・〇五ミリリットル中には、最大五十五キロベクレル含有することとなる。

七について

お尋ねの「患者の隔離」の意味するところが必ずしも明らかではないが、診療用放射性同位元素等により廃棄することと等を示している。

お尋ねの「本注射液一滴(○・〇五ミリリットル)に含まれるラジウム二二三の放射能量について」(以下「協会」という。)を指定しているが、協会における廃棄の場所、方法等については、今後協会において検討される予定であると承知している。

九について

御指摘の本注射液を投与された遺体の火葬については、専門家から「英國放射線防護所(NR P.B.、現H.P.A.)等の資料で、公衆の被ばくは低いことが示され、大きなリスクを負うことはないと考えられます」と報告を受けており、安全性が確保されているものと考えている。

また、お尋ねのように廃棄物が焼却される場合、病院等については規則第三十条の十一第一項第四号の規定に基づき、協会については規則第三十条の十四の三第三項第五号の規定に基づき、それぞれ排気設備に連結されている焼却炉を設けることを定めている。当該排気設備については、規則第三十条の二十六第一項の規定において、排氣中等の放射性同位元素の濃度限度を定めるとともに、規則第三十条の十一第一項第三号イの規定において、排氣口における排氣中等の放射性同位元素の濃度を当該濃度限度以下とする能力を有することを定めている。このため、各病院等がこれらの規定に基づき適切に対応し、安全性が確保されるものと考えている。

十について

六についてから九についてまでお答えしたところ、本注射液を含む診療用放射性同位元素等については、関係法令等に基づき、放射線防護の観点から適切な処理を行うこと等を定めている。

本注射液については、生命に関わる重篤な疾患である骨転移のある去勢抵抗性前立腺がんの患者に投与する際の有効性と安全性を比較衡量し、法第十四条第一項の規定に基づき製造販売を承認したものである。現時点では、新たな安全性上の懸念は発生しておらず、效能及び効果に比して著しく有害な作用を有することは認められないことから、同条第二項各号に掲げる製造販売承認拒否事由のいずれにも該当せず、製

造販売承認の見直しの必要はないと考えている。

南スーザンで活動している自衛官の生命に関する危機対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条规定によつて提出する。

平成二十八年十一月四日

参議院議長 伊達 忠一殿 山本 太郎

南スーザンで活動している自衛官の生命に関する危機対応に関する質問主意書
政府は平成二十八年十月二十五日、南スーザンでの国連平和維持活動(以下「南スーザンPKO」という。)に参加している自衛隊の派遣継続に関する「派遣継続に関する基本的な考え方」(以下「政府基本的見解」という。)を公表した。この政府基本的見解を踏まえて、南スーザンで活動している自衛官の生命に関する危機対応に関して政府の認識を確認すべく、以下質問する。

一 政府基本的見解には「国連の旗の下、国際社会が協力して、南スーザンの平和と安定のため力を合わせている。」「まさに、世界のあらゆる地域から、六十二か国が部隊等を派遣し、南スーザンのために力を合わせている。」とあるが、これら南スーザンPKOにおける各国の軍事要員によって構成された部隊は国連平和維持軍(United Nations Peacekeeping Force)であるとの理解で相違ないか、政府の認識を明確に示されたい。

1 駆け付け警護に係る武器使用に際しては、活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官に武力を用いて「生命又は身体に対する侵害又は危難を生じさせる又は生じさせるおそれがある個人又は集団(以下「当該敵等」といふ。)に対して、当該敵等からの発砲行為に先んじて駆け付け警護を行う自衛官が発砲行為等の武器使用をすることは可能と考えている

しての活動を行つているとの理解で相違ないか、政府の認識を明確に示されたい。

三 南スーザンPKOに軍事要員として派遣されている我が国の自衛隊は、国際法上「軍隊」であるか、また、南スーザンPKOに軍事要員として派遣され活動している自衛官は、国際法上「戦闘員」であるか、政府の認識を明確に示されたい。

四 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第五号ラでは国際平和協力業務の一つとして「国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このラ及び第六条第二項において「活動関係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護(以下「駆け付け警護」という。)が規定され、第二十六条第二項では「自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相

当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で(略)武器を使用することができます。」(以下「駆け付け警護に係る武器使用」という。)とされている。駆け付け警護及び駆け付け警護に係る武器使用に関する政府の認識を、以下の項目ごとに個別具体的かつ明確に示されたい。

2 前記四の1の武器使用が不可能であるとする場合、当該敵等からの発砲行為が活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官を目標としたものとの確認ができるれば、当該敵等からの発砲行為により活動関係者又は駆け付け警護を行つた場合、当該敵等を射撃目標として発砲行為等の武器使用を行うことは可能と考えているか、また、当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか。

3 前記四の2の武器使用が不可能であるとする場合、当該敵等からの発砲行為が活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官を目標としたものとの確認ができるれば、当該敵等からの発砲行為により活動関係者又は駆け付け警護を行つた場合、当該敵等を射撃目標として発砲行為等の武器使用を行うことは可能と考えているか、また、当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか。

4 前記四の3の武器使用が不可能であるとする場合、当該敵等からの発砲行為が活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官を目標とし、それが活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官の生命又は身体に対する侵害を実際に生じさせた場合であれば、駆け付け警護を行つた自衛官が当該敵等を射撃目標とし、かつ当該敵等の生命又は身体に対する侵害を実際に生じさせる目的で発砲行為等の武器使用を行つことは可能と考えているか、また、当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか。

5 前記四に関して、自衛官が駆け付け警護に係る武器使用を行つ際、当該武器使用によつて、故意ではなく誤つて一般市民や民間人といった非戦闘員を殺傷してしまう事態(以下「自衛官の誤射による民間人殺傷」という。)を政府は想定しているか、明確に示されたい。想定している

か、また、当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか。

2 前記四の1の武器使用が不可能であるとする場合、当該敵等からの発砲行為を確認した後であれば、それが活動関係者又は駆け付け警護を行う自衛官を目標としたものでなくとも、駆け付け警護を行う自衛官が発砲行為等の武器使用をするとは可能と考えているか、また、当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか。

場合は、当該事態が生じた場合にいかなる対応をいかなる手順で行うこととしているのか、具体的かつ詳らかに示されたい。

六 前記五に関して、南スーザンPKOにおいて、自衛官の誤射による民間人殺傷が発生した場合、当該事態は速やかに国会に報告及び国民に公表されるのか、あるいは当該事態は特定秘密に該当し一般には公表されないので、政府の認識を明確に示されたい。また、当該事態に関する自衛官はいかなる法による裁きをいかで明確かつ詳らかに示されたい。

七 政府基本的見解によれば「現在も、地方を中心、武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じていて、首都ジュバについても、七月に大規模な武力衝突が発生しており、現在は、比較的落ち着いているが、今後の治安情勢について、は、樂観できない状況である。政府としても、邦人に対して、首都ジュバを含め、南スーザン全土に退避勧告を出している。これは、最も厳しいレベル四の措置であり、治安情勢が厳しくことは十分認識している」としているが、このように南スーザンの危険性を認識している中で、南スーザンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応について、政府としていかなる準備をしているのか、以下の項目ごとに個別具体的かつ明確に示されたい。

- 1 南スーザンPKOに派遣されている医官は何名か、その医官の医師としての診療経験年数及び主たる専門領域について網羅的かつ具体的に示されたい。また、自衛官が駆け付け警護に向かう際、その部隊には、救急救命処置を実施することの出来る医官を常に帯同するのか、明確に示されたい。
- 2 南スーザンPKOに派遣される部隊が活動する現場において常に携帯している救急医薬品及び救急処置に用いる器具・材料・備品等を、網羅的かつ具体的に示されたい。

八 前記四及び七に関して、南スーザンPKOに

派遣されている自衛官が駆け付け警護に係る武器使用に関連して当該敵等からの武力の行使により死亡した場合、戦死者として扱われることになるのか、あるいは事故死、公務死等とするなど戦死者として扱わることになるのか、政府の認識を厳粛に示されたい。

九 平成二十七年九月四日、第百八十九回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、私は中谷元防衛大臣（当時）に「以前、元統合幕僚長、NHKの番組内でこうおっしゃった。イラク派遣では、ひつぎを、棺だけですよ、隊員に分からぬようを持ち込んだんだって、ばれないように、おつしやっています。それなりの覚悟を持つている大臣にお聞きします。今後の派遣でも、ひつぎ、棺だけ派遺先に持ち込まれるんですか。」と質したが、イエスかノーかでお答えください」と質したが明確な答弁はなされなかつた。過去の自衛隊海外派遣時にその派遣先に自衛隊が棺を搬入した事実は存在するのか、その事実が存在するのであれば、網羅的かつ具体的にその詳細を示さねたい。また、現在参加している南スーザンPKOにおいて、自衛隊により現地に棺が搬入されている事実はあるか、今後搬入される予定はあるのか、その事実あるいは予定がある場合は棺の数も含めて具体的かつ明確に示されたい。

十 駆け付け警護及び駆け付け警護に係る武器使用に関連して、自衛官が当該敵等による武力の行使によって受傷あるいは死亡した場合であつても、いわゆる「PKO参加五原則」が成立していると判断すれば、南スーザンPKOに派遣している自衛隊を撤収せず活動を継続させるとの政府判断を下すことはあり得るのか、政府の認識を明確に示されたい。

右質問する。

平成二十八年十一月十五日

参議院議長 内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議員山本太郎君提出南スーザンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応に関する質問に対する答弁書

参議院議員山本太郎君提出南スーザンで活動している自衛官の生命に関わる危機対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「国連平和維持軍(United Nations Peacekeeping Force)」について、現在のところ、国際的に確立した定義があるとは承知しておらず、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号。以下「法」という)において、「国連平和維持軍」を定義した規定はないことから、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、国際連合南スーザン共和国ミツシヨン(以下「UNMIS」という。)に派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMIS派遣部隊」という。)は、国際連合事務総長等による指図の内容等に従い、法に基づき国際平和協力業務を実施している。

三について

自衛隊は、憲法上自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものであると考えているが、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。さらに、自衛隊の部隊等が法第三条第一号に基づきUNMISに参加する場合にあっても、他国軍隊と同様、軍隊として取り扱われるのが通例である。

また、お尋ねの「国際法上「戦闘員」」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成十六年条約第十二号)第四十三條2に規定する戦闘員を指すのであれば、UNMISは同追加議定書上の紛争当事者には当たらないことから、UNMISにおいて活動している自衛官は、同追加議定書上の戦闘員には当たらない。

四について

法第二十六条第二項は、法第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて法第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、法第六条第一項第二号亦(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる旨規定し、法第二十六条第三項は、同条第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない旨規定している。お尋ねの武器の使用の可否については、これらの規定に従い、個別具体的な状況に即して判断する必要があり、お尋ねのような仮定の事例について限られた条件のみに基づいて判断することはできず、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「当該武器使用は国際法上「交戦」に該当するか」については、お尋ねの「国際法上「交戦」」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

報 (号外)

平成二十八年十一月十六日 参議院会議録第十一号 質問主意書及び答弁書

五について

自衛官による武器の使用については、法令を遵守して適切に実施されることとなるよう、厳しい教育訓練を行つてることから、お尋ねのような「誤つて一般市民や民間人といった非戦闘員を殺傷してしまう事態」は、極めて想定しにくいものと考えている。

六について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

七の1について

UNMISS派遣部隊に所属する自衛隊員のうち医官は三名である。それぞれの診療経験年数は、約二十三年、約十二年及び約三年であり、専門領域は、一名が外科系二名が内科系である。また、自衛隊の部隊等が法第三条第五号ラに掲げる業務を行う際には、必要に応じ、医師等の資格を保有する専門的な教育を受けた衛生要員が同行することとなる。

七の2について

UNMISS派遣部隊に所属する各自衛隊員が携行する救急品は、救急品袋、止血帯、救急包帯、チエストシール、止血ガーゼ、人工呼吸用シート、手袋及びはさみである。

八について

お尋ねの「戦死者」との用語について確立された定義があるとは承知していないが、UNMISS派遣部隊に所属する自衛官が公務上死亡した場合、当該自衛官は、公務上の災害を受けた職員ということとなり、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）の規定が適用される。

九について

お尋ねの槍の搬入の有無等を明らかにすることは、無用の混亂を招くおそれがあり、お答えすることは差し控えたい。

十について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論としては、国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣を継続するか否かについては、その時点の状況を総合的に勘案し、我が国の要員の安全を確保した上で意義のある活動を行えるか、法に定める我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則その他の法の定める要件を満たしているか等の観点を踏まえ、個別に判断することとなる。